

◇学部・大学院における学生支援

I 学部

法学部

1. 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

法学部には、スクリーニング（進級制限）制度がある。これは、2年次までの修得単位数が一定の基準に満たない場合、次の学年に進級できない制度である。当該制度の適用を受けて留年する学生に対しては、アカデミック・アドバイザーだけでなく、学部長補佐、さらには学生が希望する専任教員が個人面談を行う機会を設け、過年度中に単位が修得できなかった理由や個人的事情、今後の学修計画等を聞き、アドバイスをする事になっている。

なお、スクリーニング対象者数の推移は次の通りである。

[表 7-I-1 スクリーニング対象者数]

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
対象者数	59	59	67	66	96

また、スクリーニング適用者以外においても、学生への修学支援の一環として、1年次春学期の成績不良者について、アカデミック・アドバイザーによる面談を任意で実施しているほか、履修登録の不備等により進級または卒業見込みが立たない学生に対し事務室を通じて注意喚起を行っており、留年や退学の未然防止に努めている。退学者数（除籍者を含む）の推移、及び除籍、退学理由は次の通りである。

[表 7-I-2 退学者数・退学率（除籍者含む）]

年度	2012	2013	2014	2015	2016
退学者数(a)	45	73	60	49	44
除籍者数(b)	16	15	13	18	17
退学者総数(c) <(a)+(b)>	61	88	73	67	61
在籍学生数(d) 5月1日現在	6,067	5,995	6,029	6,158	6,172
退学率 (c)/(d)×100	1.01%	1.47%	1.21%	1.09%	0.99%

[表 7-I-3 除籍理由別人数]

年度	2012	2013	2014	2015	2016
除籍理由					
学費未納	14	12	9	16	17
在学年限満了	2	3	4	2	0
年度合計	16	15	13	18	17

[表 7 - I - 4 退学理由別人数]

除籍理由	年度	2012	2013	2014	2015	2016
経済的		4	7	7	3	4
勤務上		1	5	1	0	0
病気		5	8	3	3	4
家庭事情		3	4	8	2	1
留学		0	1	0	1	2
国立大学入学		7	7	11	5	5
公立大学入学		0	0	1	1	0
私立大学入学		13	17	8	11	3
大学院への飛び級		0	0	0	0	0
死亡		0	6	1	1	1
その他（進路の再検討含む）		12	18	20	22	24
年度合計		45	73	60	49	44

除籍理由としては、学費未納による除籍者が例年 10 名前後存在している。一方、退学理由の傾向としては、在籍 1 年次生の「他大学への入学（進路の再検討含む）」が他の理由に比して高い値となっている。

（2）補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

学部として、補習授業と位置づけた取組みは行っていない。

（3）障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する修学支援については、従来から、学部事務室を通じて寄せられた学生からの相談のうち学部として対応が必要であると考えられるものに関して、学部長のもとで検討の上、対応してきた。具体的には、定期試験受験時の特別配慮（別室受験、監督者によるアナウンス内容の提示等）や全学的な取組みであるノートテイクボランティアによる支援等がある。

加えて、2017 年 4 月からは法学部事務室内に精神保健福祉士の資格をもつキャンパスソーシャルワーカーを配置し、学生相談室をはじめとする関連組織との連携を前提としながら、より専門的かつ多様な修学支援を可能とする体制を整えている。

また、法学部棟の裏口に障害者用駐車スペースを設け、1 階には障害者も利用できるトイレを設置している。

なお、2016 年 4 月の「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」の制定を受け、制度の趣旨に従って障害のある学生への「合理的配慮」の提供に努めている。

（4）奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

法学部給付奨学金の種類は以下の通りとなっている。

1) 法学部と全学（中央大学奨学委員会）との共同管理で運営される給付奨学金

a. 中央大学予約奨学金

従来各学部で運用していた入学時成績優秀者対象の奨学金の見直しによって 2014 年度から導入された制度であり、学業優秀でありながら経済的事情により首都圏の私立大学への受験を諦めざるを得ない地方在住の受験生に対する支援を目的とした奨学金である。一般入試、統一入試、及び大学入試センター試験利用入試を受験する者で、首都圏を除く

地域に在住し、収入要件や評定平均値の基準を満たしていることが条件となっている。入試出願前に採用内定者を決定し、入試合格者発表後、入学手続きを完了した者に対して支給する。採用者には授業料相当額の半額が4年間にわたって支給されるが、毎年一定の基準に基づいた継続審査が行われる。2017年度の法学部における採用者数は8名であった。

b. 学長賞・学部長賞奨学金

従来各学部には学業成績優秀者を対象とする奨学金があったが、これの見直しを図り、「学長賞・学部長賞奨学金」を2014年度から導入している。この奨学金は、学部独自の制度及び運用に関する裁量の余地は残しながらも、全学的に対象者を少数化し、受給者に学校行事への参加、所属学部を越えた学生間交流等を求めること等を通じて大学全体を活性化できるような人材の育成を趣旨としている。

法学部においては2013年度まで在学中の学業を奨励することを目的とする「学業成績優秀者奨学金」を運用していた。この奨学金は、2～4年次に在籍する学生を対象とし、入学後の通算学業成績による評価と前年度学業成績による評価の2つの区分に分け、GPAを主たる基準として受給者を決定し、前者については60万円を、後者については30万円を、それぞれ当該年度についてのみ給付していた。本奨学金については、応募者の人数及び受給者の学業成績から考えて、学修の促進という所期の目的を達成していたと考えられるが、上記のような事情から、2013年度限りで廃止となっている。過年度における「学業成績優秀者奨学金」を含む出願者数と合格者数は、以下の通りである。

[表7-I-5 学業成績優秀者奨学金／学長賞・学部長賞奨学金における出願者数・合格者数]

年度	2012			2013			2014			2015			2016						
	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計				
出願者数	111		111	109		109	70		70	108		108	128		128				
合格者数	法	10	13	23	26	49	25	21	46	18	19	37	38	9	13	37			
	国	1	4														2	2	
	政	5	5																4
A ポ ー ダ ー	法	3.87	3.88	3.74	3.77	3.80	3.78	3.87	3.88	3.82	3.50	3.70	3.41	3.89	3.88	3.63	3.63		
	国	3.82	3.50															3.76	3.58
	政	3.70	3.41																

※2014年度より、学長賞・学部長賞奨学金として給付

※2014年度以降について、区分1の合格者数には学長賞受給者1名を含む

※2015年度（以降）は、学科毎に合否判定をおこなっている。

「学長賞・学部長賞奨学金」の給付人数と給付総額については、各学部共通の枠が設定されているが、給付単価は予算枠内で各学部の裁量に任されている。法学部では、本奨学金を上述の「学業成績優秀者奨学金」を継承する制度と見なし、学業成績評価の2区分を維持することとした。給付人数は36名程度で、通算学業成績（区分1）対象者には24万円を、前年度学業成績（区分2）対象者には12万円を給付し、区分1の対象者から1名を学長賞（給付額は授業料の半額）受給者としている。なお、選考方法については、本奨学金の趣旨を活かすため、2015年度から学科別に給付人数を定めて選考を行っている。

2) 法学部独自の給付奨学金

a. 入学時成績優秀者スカラシップ

この制度の目的は、各学科への学業・人物ともに優れた者の入学を促すことにあり、2009年度に新設された当時は、一般入試、大学入試センター試験利用入試、統一入試、自己推薦入試、及び学校推薦入学による法学部合格者で、法学部に入学する意思を持つ者

のうちから選抜して給付していた。その後、一般入試、統一入試、及び大学入試センター試験利用入試の受験生を対象とする奨学金として「中央大学予約奨学金」が新設されたため、2014年度からは、自己推薦入試と学校推薦入学による法学部合格者のみを対象とする制度へと変更を行った。給付額は、新入生については入学初年度の学費（入学金、授業料及び施設設備費）の2分の1相当額、2～4年次生については当該在学年次の授業料及び施設設備費の2分の1相当額となっている。これら奨学金の合格者数・継続支給者数は表7-I-6の通りである。

本奨学金の運用については、法学部入学時成績優秀者スカラシップ運用細則に定められており、審査は年度毎に行い、一定の条件を満たしている者に対しては、4年次まで継続給付している。学生への案内は募集要項、大学案内を通じて行っており、学生がアクセスする上での情報提供は十分であると評価できる。

[表7-I-6 「入学時成績優秀者スカラシップ」における新規採用者数・継続支給者数]

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
新規採用者数	19	24	17	22	23
継続者数	29	17	22	26	29
合計	48	41	39	48	52

b. やる気応援奨学金

法学部では、学生の学内外における個性的で創造性に富む活動への助成・支援を行うことにより、学生生活の活性化を促進することを目的として、やる気応援奨学金制度を設けている。学生への案内は、法学部ガイドブック、Webサイト、C plus、ガイダンス等を通じて行っている。

この制度は、学業と課外活動の有機的連携を図り、キャリアデザインに資する活動体験の機会を提供することを目的として、以下の5部門で実施している。

- ①一般部門
- ②長期海外研修部門
- ③短期海外研修部門
- ④海外語学研修部門
 - i) 英語分野 ii) ドイツ語分野 iii) フランス語分野 iv) 中国語分野
- ⑤法曹・公務員・研究者部門

なお、③は単位の取得を伴う活動であり、課外活動の範疇には入らないが、本奨学金の一部門となっている（詳細は「第4章 教育内容・方法・成果 III 教育方法 1. 教育方法および学習指導は適切か。」の項を参照のこと）。

本奨学金については、出願者数、合格者数は概ね良好な範囲で推移しており、選考過程も含めて、給付は適切に実施されている。各年度の応募者及び合格者の総数は表7-I-7の通りである。

[表7-I-7 やる気応援奨学金における出願者数・合格者数]

部門名	分野名	給付額		2012年	2013年	2014年度	2015年度	2016年度
一般部門		最高100万円	出願	10	28	23	15	14
			合格	3	22	12	7	5
海外語学 研修部門	英語分野	最高30万円	出願	41	55	62	63	43
			合格	29	39	45	40	34
	独語分野	最高30万円	出願	8	5	3	5	3
			合格	6	4	3	5	3
	仏語分野	最高30万円	出願	3	8	5	4	4
			合格	3	5	3	3	4
	中国語分野	最高30万円	出願	7	4	4	7	3
			合格	5	2	2	3	2
長期海外研修部門		最高150万円	出願	11	5	16	16	22
			合格	3	3	8	7	9
短期海外研修部門		最高25万円	出願	21	21	19	29	22
			合格	21	21	19	29	22
法曹・公務員・研究者部門		30万円	出願	133	148	157	161	138
			合格	58	58	58	58	62

*これらの部門の原資の一部は飯塚久子基金及び羽田辰男基金から充当されている。

*2012・13年度の給付額は、一般部門：最高95万円、海外語学研修部門：最高28,5万円、
長期海外研修部門：最高142,5万円（短期海外研修部門、法曹・公務員・研究者部門は現行同様）。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 「入学時成績優秀者スカラシップ」の受給の継続状況のうち、特に2年次に支給停止となるケースが多いため、現行制度の問題点について引き続き検討を進める必要がある。
- 学部独自の短期留学プログラムを「やる気応援奨学金」制度に組み込むための制度設計を進め、その支援体制を確立することが必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- より効果的な奨学金制度にするための見直しが必要であることから、受給学生のデータを収集の上、現行制度の問題点についての検証を続ける。具体的な検証作業は入試制度検討委員会に委ねることとする。
- 学部独自の短期留学プログラムを「やる気応援奨学金」制度に適切に組み込むことができるよう、学生支援委員会が主体となって、予算構造上の問題の解消や既存のプログラムとの調整などに取り組む。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「入学時成績優秀者スカラシップ」の受給学生のデータ収集は続けているが、併せて現行制度に至った経緯の調査を行った。入試制度検討委員会に検証作業を改めて委ねるところまでは至っていない。
- 「やる気応援奨学金」他部門との調整を行い、短期海外研修部門の内、アクティブ・ラーニングの給付額を他の短期海外研修部門の給付額に近づけるように増額した。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 「入学時成績優秀者スカラシップ」の受給の継続状況のうち、特に2年次に支給停止となるケースが多いため、受給学生のデータ収集等の検討作業を進めた結果、現行制度になって

いる経緯の調査等を行う必要が生じた。

- 学部独自の短期留学プログラムを「やる気応援奨学金」制度に適切に組み込むことができるよう、他部門との調整を行い、短期海外研修部門の内、アクティブ・ラーニングの給付額を他の短期海外研修部門の給付額に近づけるように増額したが、「やる気応援奨学金」全体の配分方針については、引き続き検討を行う必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き受給学生のデータ収集を続け、最新のデータに基づく検証や現行制度に至るまでの経緯に関する調査結果を踏まえ、現時点での具体的な課題を改めて確認する。
- アクティブ・ラーニングの給付額を増額したが、「やる気応援奨学金」全体の配分方針については検証の途上であるため、委員会での議論を重ね配分方針を明確にする。

2. 学生への生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する生活支援については、必要に応じて、アカデミック・アドバイザーや全学的な窓口である国際センターが対応している。

（2）学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

授業改善のためのアンケートにおいて授業についての満足度を調査しており、その結果は全教員に通知されることとなっている。

また、全学的に学生アンケート（新入生アンケート、在学生アンケート）を実施している。結果については、大学評価委員会による集計・報告を受け、学部執行部及び事務室を中心に、学部改革等に適宜活用しているほか、寄せられた意見・要望等に対し、C plus を通じて、学生へのフィードバックをおこなっている。

なお、在学生アンケートの結果により、「学生生活の満足度」について、法学部は「本学における勉学や学習」の満足度が、2013年度が78.0%であったが2016年度には82.1%へ上昇している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

大学全体の進路支援は、キャリアセンターを中心に活動している。

法学部独自の進路選択に関わる指導としては、1年次配当科目として「大学と社会」（2013年度入学生までは「専門総合講座A1 大学と社会」）を設置している。当該科目の目的は、「自分の進路について考え、大学における学修に対して自覚的になること」としており、講義の中で多様な分野で活躍するOB・OG等をゲスト・スピーカーとして招聘するなど、学部におけるキャリア教育のひとつとして位置づけている。

また、1年次配当科目である「導入演習1・2」（法律学科・政治学科）、「法学基礎演習A

1・A2」(国際企業関係法学科)においては、キャリアセンターと協働で「キャリア支援講座」を各授業時間に実施しているほか、各担当教員(専任教員)がアカデミック・アドバイザーとして、学修に対する指導にとどまらず、学生生活さらには進路に対する助言も行っている。

加えて、法学部では2014年度入学生より、法律学科と政治学科においてコース制を採用している。学生は、2年次進級時に将来の進路を見据えたコース選択をすることになっているため、学生が適切なコース選択を行えるよう1年次にガイダンスを実施している。

以上のように、法学部における進路支援は適切に機能しているといえる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

4. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

学生の課外活動への支援については、リソースセンターを拠点として取り組んでいる。リソースセンターでは、①外国語学習の支援、②アカデミック・インターンシップの支援、③やる気応援奨学金を利用した活動(留学等)の支援を重点的に行っており、それらを有機的に関連づけた教育プログラムの提供を目指している。そのために、各種図書、メディア機器やPCを設置し、ハード面での整備も行われてきた。

とりわけ、学生の自主的な課外活動を支援する目的で導入された「やる気応援奨学金」は、単なる奨学金の給付に留まるものではなく、当該活動に関する事前・事後の助言や指導が不可欠である。リソースセンターでは、担当教員が面談日を公表して指導にあたるほか、随時学習会や活動報告会等が開催され、学生相互の情報や経験の共有化を図る場としても有効に活用されている。また、グローバルな視野の涵養や幅広い問題意識の喚起を目的として催される、国内外で活躍する外部講師を招いた講演会(「What's up outside?」表7-I-8)も、学生のキャリアデザインへの意識を高めるために役立っている。

リソースセンターは、専門科目担当教員と外国語担当教員の協力体制のもとで運営されているほか、各種活動で成果をあげた学生で構成された「スチューデント・コミティー」がリソースセンター運営委員会に対して意見を述べる事が認められており、学生の創造性を積極的に取り入れる仕組みが確立されている。

このように、リソースセンターを拠点として学生の課外活動を奨励するための方策は、法学部の活性化のために有効な役割を果たしている。したがって、今後も学生支援委員会とリソースセンター運営委員会とが連携を図り、現行体制を維持していくことが必要である。

なお、2016年度の1日あたりのリソースセンター利用者数は約47名となっている。

[表7-I-8 What's up outside? 講演題目 (2012~2016年度)]

開催日	講演題目
2016年7月19日	ベトナム法整備支援 ～国家賠償法を素材として～
2016年6月13日	移住女性の被害からエンパワメントへ ～カラカサンでの取り組みから～

2016年5月31日	ありのままの自分を生きていこう☆ —暴力のない社会を考える—
2015年12月18日	弁護士のことをもっと知りたいあなたへ — 弁護士として活躍するためには —
2015年10月1日	グローバル人材として働く —「働く」は選べる—
2015年6月10日	「法」と「人権」 —非正規滞在外国人親子の分離を通して考える—
2015年6月4日	性別で見る多様性と人権 ～セクシュアリティ概論～
2015年6月2日	今を生きるアイヌとして
2014年10月17日	死刑「賛成」とは？ —日本の死刑制度と社会調査について—
2014年6月3日	アイヌとして生きる
2014年5月23日	法曹の新しい途—法整備支援への挑戦—国際舞台で活躍する法曹に必要なこと
2014年5月22日	日本における難民支援の現場
2014年5月19日	アフリカゾウのいない地球
2013年7月7日	今、NGOで働いています —わたしの仕事の選び方—
2013年6月27日	ソマリアでの国連活動：破たん国家をどう助けるべきか
2012年9月25日	日本初、アフリカのエイズ孤児問題に取り組むNGOの仕事
2012年7月6日	今、NGOで働いています —わたしの仕事の選び方—

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

法学部通信教育課程

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

休・退学者数は、基本となる学生数調査表を毎月作成の上、把握している。2014年度から2016年度までの年度別休学者数及び退学者数は、休学者が120名、103名、80名、退学者数が337名、306名、305名となっている。これらの主たる理由としては、勤務上や経済上、家庭の都合等の届出事由が多く、休・退学者を削減する有効な手段・方法については、側面から今後検証していきたいと考えている。退学者と除籍者に対する「再入学制度」や「再度の入学制度」については、日頃より学生向けの冊子やWebサイト等で周知・広報し、照会のあった際に個別対応している。

(2) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

通信教育課程の奨学金制度は、当該年度のスクーリングを受講し、単位修得した科目のスクーリング受講料相当額を給付する制度であり、給付金額は1人当たり最大で30,000円(2016年度10月入学生は15,000円)となっている。2014年度は174名、2015年度は171名、2016年度は100名を採用している。

そのほかの奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金が募集する「夏期面接授業貸与

奨学金」及び「通年面接授業貸与奨学金」のほか、東日本大震災の災害被災者への経済支援（特別措置）として、2011年度には被災状況により基本授業料全額または半額還付等を行い、2012年度から2016年度には家屋の全半壊者に対して基本授業料の半額還付を行った。また、2016年度に発生した熊本地震被災者に対して、2016年度に限り、基本授業料全額の還付を行った。

上記に示した奨学金制度は、『別冊白門』等の刊行物、通信教育課程 Web サイトで周知を行っており、通信課程の性質を考えれば極めて有効かつ適切な方法である。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

学生会支部（学生による任意の団体）は、基本的に全国都道府県の居住地を基準に活動する、長い歴史を持つ組織である。各支部は自主的に運営されているが、通信教育部は学生会支部による学習会及び親睦活動に経費補助（講師謝礼、会場借用料、会議費、通信費等）を行い、活動の促進を図っている。通信教育部からの補助がない場合は、学生会支部構成員の経済的な負担が増加し、特に地方支部などでは活動の継続が困難になると考えられることから有効な補助制度である。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

経済学部

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年者に対しては、卒業不可の発表時に本人及び父母（保証人）に対して単位取得状況を送付している。また、学生の留年を未然に防ぐための仕組みのひとつとして、成績不良者・単位修得率の低い学生に対しても、本人及び父母（保証人）に対して単位取得状況と注意喚起文書を送付するとともに、各学年において一定の単位修得基準に達しない学生に対して4月にガイダンスを行い、履修方法の確認、生活習慣の見直し等と呼び掛けている。また、必要に応じて3月から4月にかけて、教員及び職員により、学生に対して個別指導を行っている。なお、4年次での卒業率は、過去3年間で2014年度が84.1%（828名）、2015年度が85.6%（949名）、2016年度が85.2%（901名）となっている。

また、留年を未然に防ぐことを目的に、特に1年生・2年生を中心に授業の出席状況・成績状況等から学生が抱える困難や問題点の早期発見に努め、教員・職員で学生の個別相談及び成績不良者のみを対象とした履修ガイダンスを行うなど、教員、父母、学部事務室、関連部署が連携しながら学生の支援にあたっている。なお、具体的な学生数は把握していないが、資格の取得・就職等を目的として自主的に留年する学生も存在すると思われる。

退学者数については、過去3年間では2014年度が58名、2015年度が72名、2016年度が

64名となっている。退学者には理由を明記した退学届を提出させ、必要に応じて学部事務室や教員が助言を行っている。年度毎に学部学生数調査表において、理由別に分類された退学者数がまとめられている。退学の原因は、届出理由「その他」が主な要因である。その理由は大きく分けて「学業不振」（修学意欲の低下）、「進路変更」の2つがあげられる。学業不振は、そこに至る原因（不本意入学によるモチベーションの低下、前提となる学力の不足、授業内容等）の特定が重要であると思われる。進路変更に関しては、主な理由として、就職、専門学校への入学、家業の継承等であるが、学業不振により進路を変更する学生も一定数見られる。これら2点について、授業運営に関する委員会及び学生生活に関する委員会で問題解決の取組みを横断的に行い、「授業改善」と「帰属意識の強化」の両面からの学生支援について検討を進めていくことが必要である。

休学者については、2016年度は前期47名（うち前期のみは20名）、後期41名（うち後期のみは13名）が休学した（休学後の退学者を除く）。休学者には理由を明記した休学願を提出させている。主な休学理由としては、留学、進路再考（他大学受験準備）、経済的理由、家庭の事情、疾病等が挙げられる。休学者に対しては、復学する際に履修に関して個別相談を行っている。

[表7-I-9 除籍・退学理由内訳]

年度	除籍		退学									除籍計	退学計	総計
	学費未納者	在学年数満了	経済上	勤務上	病気	家庭の都合	留学	その他	他大学へ	死亡				
2011	20	1	9	1	7	1	4	21	5	3	21	51	72	
2012	19	1	7	3	4	1	0	19	6	2	20	42	62	
2013	14	4	10	6	2	1	0	17	9	3	18	48	66	
2014	15	4	4	4	3	1	1	14	11	1	19	39	58	
2015	17	1	2	5	4	1	3	26	12	1	18	54	72	
2016	20	1	0	4	4	2	0	27	6	0	21	43	64	

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

1年次の必修専門科目である「基礎ミクロ経済学」及び「基礎マクロ経済学」において、授業時間外での質問についてTA（大学院学生1名）による対応も行っている。なお、2014年度より、TAの待機場所を6号館と7号館の連結部分に設置し、学生が質問しやすいような配慮を行っている。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

経済学部棟（7号館）は地下1階から地上7階までである。教室の上下間移動には、階段及びエレベータ（2基）を利用することになる。混雑時のエレベーター利用は、障害者にとってはもちろん、健常者にとっても必ずしも容易ではない。また、自動開閉式ドア及びスロープが校舎入口（出口）の一部に設置されているが、校舎入口（出口）及び教室入口（出口）のドアを障害者が単独で開閉するのが困難と判断される箇所もある。

なお、学修活動への支援は特に行っていないが、障害のある学生から申し出があった場合にはその都度、個別の対応策を検討している。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

奨学金等の経済的支援措置については、日本学生支援機構による公的な奨学金、本学全学部の学生を対象とする学内奨学金の他に、経済学部独自の物として以下の給付奨学金がある。

①学長賞・学部長賞

2014年度に新設した制度であり、前年度成績上位者のうち、最も成績が良かった学生1名を「学長賞」として授業料相当額の半額、残りの学生を「学部長賞」として30万円を給付するものである。2016年度は22名に対し、合計668万8,150円を給付している。

②自己推薦奨学金

2年次から4年次在学生のうち、ボランティア、スポーツ活動、資格検定試験、学業成績（「学長賞・学部長賞」に採用されなかった学生）において優秀な実績をあげた応募者の中から、小論文と面接で選考するものである。給付期間は1年間で、2017年度の給付金額は20万円となっている。2016年度は募集人数20名程度のところ29名の出願があり、そのうち28名に対し、合計560万円を給付している。

③鈴木敏文奨学金

成績優秀でかつ夏季休暇期間中にインターンシップ・海外留学・論文執筆等に参加・計画している学生に対する支援（春募集）、また、アジア諸国・地域からの留学生の経済支援（秋募集）を目的とした奨学金である。給付期間は1年間で、給付金額は最大40万円（複数人出願の場合は、最大60万円）であり、合計で年間400万円（10年間）の予算が組まれている。募集人数は春募集・秋募集含めて10名程度である。2015年度の春募集では、応募者14名のうち8名に対し合計322万円を給付し、秋募集では、応募者3名のうち3名に対し合計80万2,000円を給付している。

④経済学部創立百周年記念奨学金

2年次以上の在 student で、明確な将来の夢を抱き、その実現に向けて計画的に熱意を持ってチャレンジする学生を支援することを目的とした奨学金制度である。給付期間は1年間で、2017年度の給付金額は最大30万円であり、合計で年間600万円（10年間）の予算が組まれている。2016年度は20名程度募集のところ34名の出願があり、そのうち21名に対し、合計593万5,200円を給付している。

⑤経済学部グローバル人材育成奨学金

2014年度に新設した制度であり、海外留学（語学留学含む）、海外インターンシップ、海外フィールド調査（ゼミ活動に限る）のいずれかに参加する学生を対象に奨学金を給付するものである。給付期間は1年間で、2017年度の給付金額は渡航先、渡航期間によって5～35万円となっている。2016年度の春募集では、40名募集のところ40名の出願があり、そのうち29名に対し、合計630万円を給付した。また秋募集では、20名募集のところ36名の出願があり、そのうち29名に合計570万円を給付している。

本学及び経済学部が募集する奨学金に関しては、全学的な各種奨学金を所管する学生部厚生課や学部事務室等の窓口での情報提供のほか、本学公式Webサイト、経済学部キャンパスONLINE、C plus、Facebook、奨学金の案内冊子『奨学金-案内と手続-』等を通じて広く周知し、情報提供内容についても的確性に特段配慮している。また、各教員もそれぞれの対象となる志ある優秀な学生に対しては積極的に奨学金への応募を勧めるなど、様々な媒体・機会を通じた適切な情報提供に努めており、それぞれを活用している学生も一定数いることから、制度及びその周知の方法については双方とも適切なものとなっている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 全体的に出願数が募集人数を下回っている。例えば、より多くの学生に海外経験を積ませたいという主旨から立ち上げたグローバル人材育成奨学金の設立目的を達成できないなど、各奨学金のそれぞれの設立目的を達成できないという観点からは問題である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 出願者の増加に向け、奨学金活動成果報告会の広報を強化することで、より多くの学生に経済学部奨学金制度の存在を認識してもらうよう努める。また、出願要件や金額等、奨学金制度がさらに学生のニーズに合ったものとなるよう給付奨学生等選考委員会にて検討する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 各種奨学金の募集要項を教員へポスティングをした結果、前期募集の奨学金については、昨年度よりも出願件数が83件から115件に増加した。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

経済学部では、毎年4月初旬に外国人留学生を対象としたガイダンスを実施し、カリキュラムや履修について懇切な説明を行っている。また、2010年度には、経済学部在学学生を中心とした「外国人留学生のための学生交流委員会」を発足させ、毎年4月に外国人留学生との懇談・交流会を開催している。2014年度からは当該委員会を「経済学部学生国際交流委員会」と名称変更を行った。2015年4月に開催された懇親・懇談会では120名、2016年4月の懇親・懇談会では150名と規模を拡大した。2017年4月には年々増加する人数を調整するために人数を絞り、100名前後での懇談会を行った。今後も委員会への学生の参加が増加すると思われる。この学生による支援組織では、日本人学生による留学生の履修相談や学修の相談等を日常的に行っているほか、毎年スポーツ大会を実施するなど、日本人学生と留学生が交流を深めている。また、2013年度、2015年度、2016年度には地域住民の協力を得て、学内で餅つき大会を行っている。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

経済学部では在学学生アンケート結果の一部を活用し、初年次教育の充実に向けて学生の学習時間の数値を参考としている。具体的な活用事例として、学生の学習時間を増加させるとともに、限られた時間の中で効果的な学習を提供するために、1年次必修の基礎科目である「基礎マクロ経済学」、「基礎ミクロ経済学」に関するe-learningシステムを導入している。e-learningシステムを利用して初年次に基礎科目を確実に理解することで、2年次以降の学

修意欲の向上と学生生活に関する満足度の向上に繋がることが期待される。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

学部独自の活動として実施する進路選択に関わるガイダンスについては、就職活動を控えた学生が内定者学生から情報を得る機会を提供することを目的として、経済学部学生委員会が例年実施するキャリアガイダンスがある。2016年度については、10月に1日、11月に2日間にわたってガイダンスを開催しており、24名の内定者(24企業)を講師として、個別相談形式で実施している。学生については3年生を中心に25名が参加している。講師からは、業界研究、エントリーシートの書き方、面接方法等について丁寧なアドバイスがあり、就職活動を控えた3年生に対して丁寧な相談対応ができています。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 就職活動の時期の変更や、経済状況が上向きになったことにより、11月時点で就職活動に関心を持つ学生が減少した結果、キャリアガイダンスの参加人数が減少した。しかし、早くから就職活動に関心を持ってもらう必要性はあると考えるため、実施時期は遅らせずに、今後はさらに学生への周知を強化する必要がある。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 掲示板やWebサイトを通じた告知だけでなく、ゼミ等の授業での告知を担当教員に依頼し、周知を強化していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 昨年度のアンケート結果では、就職活動に対して漠然なイメージを持っている学生が多かったため、就職活動において具体的に何をするか支援について学生委員会内で検討する。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 就職活動の時期が変更(3月説明会解禁、6月採用面接解禁)となつてから、毎年キャリアガイダンスの参加人数が減少している。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 昨年度のアンケート結果を参考に支援方法を見直し、在学生のニーズに適した内容とすべく委員会内で検討する。

4. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

(2) 資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

経済学部には学生団体である「経済学部ゼミナール連合会」(以下、「ゼミ連」)が組織され、入ゼミガイダンスや経済学部プレゼンテーション大会、各種交流会等を行っており、経済学部としては、ゼミ連担当の教員を定めるとともに、ゼミ連の各種活動について、随時、相談や指導を行っている。

また、経済学部のゼミ連に所属する各ゼミについては、例年、外部の日本学生ゼミナール大会インター大会(全国大会)や日本学生経済ゼミナール主催のインナー大会(日本学生ゼミナール関東部会の大会)にゼミ単位で参加し、専門分野の更なる理解と他大学ゼミとの相互交流を深めているが、これら各種大会の運営もゼミ連が担っており、この活動に対しても、担当教員による相談・指導を行っており、状況により、審査員選出の支援も行っている。学生はこういった活動を通して、個別のゼミだけでは経験できない組織運営や大会運営、交渉、会計などの経験を積むことが可能となっており、社会に出る前のよい経験にもつながっている。さらに、経済学部では、日本学生ゼミナール大会インター大会に参加する学生に対し、一人あたり5,000円を限度として、補助制度を設けている。なお、資格取得を目的とする課外講座については、特設開設していない。

【2017年度自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

商学部

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

商学部の留年者数(各年度5月1日現在における5～8年次在籍者)は、2015年度210人、2016年度234人、2017年度235人となっており、増加の兆候は見られない。

2016年度における休・退学者の状況は、以下の通りである。このうち、前期・後期を通じて休学した学生は32名であり、前期に休学した学生の大半が後期も継続して休学している。主な理由は前期・後期ともに留学となっている。

[表7-I-10 休学者数と休学理由]

	2012	2013	2014	2015		2016	
				前期	後期	前期	後期
経済上	2	3	4	2	9	2	1
勤務上	0	1	1	2	1	1	1
病気	7	4	7	5	0	6	8
家庭の都合	3	4	1	1	2	0	3
留学	23	21	10	21	35	26	20
他大学入学	0	0	0	0	0	0	0
その他	25	26	17	18	25	14	20
死亡	0	0	0	0	0	0	0
合計	60	59	40	49	72	49	53

※休学理由「その他」の半数近くは、韓国人留学生の「兵役」である。

[表 7 - I - 11 退学者数と退学理由]

	2012	2013	2014	2015	2016
経済上	7	6	9	4	3
勤務上	2	5	1	8	0
病気	5	6	2	2	4
家庭の都合	3	3	7	1	1
留学	1	2	0	1	1
他大学入学	5	9	9	10	6
その他	18	18	17	16	17
死亡	2	1	1	0	1
合計	43	50	46	42	33

※退学理由「その他」は、「進路変更」「成績不良」「一身上の都合」等、多岐にわたっている。
 ※上記退学者数には、学費未納による除籍者は含まない。

休・退学者については商学部事務室が窓口となって状況把握を行い、最終結果を教授会で報告しているが、個人情報を含む詳細は説明していない。ただし、各教員が特定の学生の学籍状況を職務上知りたい場合には学部事務室から情報を得ることが可能であり、必要に応じて学部事務室との連携をとりながら対応を行っている。

留年や学業不振等を理由とする休・退学の防止に向けては、クラス・アドバイザー（クラス担任）や、ゼミの担当教員が履修相談のみならず大学生活全般に係る相談を随時行っているほか、学部事務室においても日常的な相談を受け付けている。

加えて、2015年度からは、単位修得状況が芳しくない学生を対象に年度はじめに学習相談を行うことについて制度化した。その結果、学修相談を利用した多くの学生は自分自身の現状を把握し、単位取得に向けて学習計画を立て直している。その一方で相談に訪れない学生もいるため、相談者数の向上に向けて措置を講じる必要がある。

[表 7 - I - 12 商学部における学修相談の状況]

1. 対象者数推移

	2016年度		2015年度		2014年度		2013年度	
	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
1年次	32		32		33		25	
2年次	64	92	51	51	56	47	61	31
3年次	40	108	35	107	31	56	41	56
4年次以上	54	90	33	78	62	86	59	109
合計	190	290	151	236	182	189	186	196

2. 相談者数推移

	2016年度		2015年度		2014年度		2013年度	
	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
1年次	6		4		6		3	
2年次	16	12	7	11	8	8	11	4
3年次	8	16	2	12	1	3	3	2
4年次以上	2	16	0	8	1	11	3	10
計	32	44	13	31	16	22	20	16

3. 学習相談相談率（相談者数／対象者数）

	2016年度		2015年度		2014年度		2013年度	
	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
1年次	18.75%		12.50%		18.18%		12.00%	
2年次	25.00%	13.04%	13.73%	21.57%	14.29%	17.02%	18.03%	12.90%
3年次	20.00%	14.81%	5.71%	11.21%	3.23%	5.36%	7.32%	3.57%
4年次以上	3.70%	17.78%	0.00%	10.26%	1.61%	12.79%	5.08%	9.17%
計	16.84%	15.17%	8.61%	13.14%	8.79%	11.64%	10.75%	8.16%

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

商学部では、全1年次生にクラス・アドバイザー（担任）をあて、学問上や生活面の相談に応えるとともに、各教員がオフィスアワーを設定し、個別の学生の相談に対応している。

また、特別入試・推薦入学による入学予定者を対象に入学前準備教育として、「PS（プレ・スチューデント）プログラム」を実施している。PSプログラムは通信教育型のプログラムであり、レポートや感想文作成、文章要約、英語（英文法確認）等から構成される。2015年度から英語課題については e-learning を導入した。直近の年度における課題の終了率は日本語課題が 97.0%、英語課題が 82.4%となっている。

受講者が入学前に提出した PS プログラムの課題の一部については入学後に選択履修する「ベーシック演習」の担当教員に配布している。これにより受講者は入学後も教員から直接フィードバックを受けることができ、課題作成の意義を実感できる仕組みとなっている。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生が入学した場合は、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づき、本人の状況や対応が必要な事項を商学部事務室がヒアリングし、その結果をもとに執行部が中心となって可能な支援を協議する。具体的には、①身体に障害がある場合は自動車通学を認める・車椅子用の机を配置する、②発達障害がある場合は必要な学習支援を行う、③聴覚障害の場合はノートテイクを紹介する等の支援を行うこととし、学内組織と連携しながら対応している。また、近年増加傾向にある精神面で様々な不安を抱える学生に対しては、まず学部事務室にて対応したのち、学生相談室と連携しながらきめ細かなサポートを行っている。実際の対応として、2016年度については、病後の身体状況による自動車入構の許可、2017年度においては、精神面で不安を抱える学生に対し、学期末試験での別室受験の許可などを行った。

このように、学部として可能な限りの措置は講じているが、障害のある学生に対して引き続き継続的に最大限の配慮がきくよう関連部署に働きかけていく。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

商学部では、在学中に留学をはじめ、資格取得、起業準備、更なる学修の奨励等、様々な目的に合わせた奨学金を用意している。

入学前にエントリーできる奨学金としては、「中央大学予約奨学金（入試出願前予約採用型給付奨学金）」がある。これは、所得基準を設けつつ地方の優秀者層の獲得を目指す、全学的な育英型奨学金である。

在学中にエントリーできる商学部独自の奨学金としては、「フレックス PlusI 奨学金」を特別入試の合格者に対して、「商学部チャレンジ奨学金」を明確な目標に向けて具体的な活動計画を立てている在学生に対して、「学長賞・学部長賞給付奨学金」を学業優秀者に対して、「商学部留学プログラム給付奨学金」を「商学部留学プログラム」で留学する在学生への経済的支援と学業促進支援を目的として、それぞれ実施している。2016年度の給付実績については、大学基礎データ（表 18 奨学金給付・貸与状況）に示す通りである。

このうち、「商学部留学プログラム給付奨学金」については、従来は、「チャレンジ・スカラシップ」のオーバーシーズ・プランにより最大でも 20 万円の給付であったところ、最大 50 万円（1セメスター留学の場合）を給付できるよう、留学希望者への経済的支援を大幅に拡充したところである。しかしながら、現在のところ出願者が少数に留まっていること、また、

プログラムに参加しても、学業成績基準（長期：通算 GPA2.7 以上／短期：通算 GPA2.5 以上）を満たさないために奨学金を給付されない学生もいるなど、所期の目的を達成するためには留学促進も含めた方策について検討を行って行く必要があると考えている。

【表 7-I-13 商学部留学プログラム給付奨学金 出願・給付実績】

		プログラム 出願者数	奨学金 出願者数	奨学金 採用者数
1 セメスター留学	2016 年度秋派遣	1	0	0
	2017 年度春派遣	2	1	1
短期留学	2016 年度夏季派遣	10	8	8
	2016 年度春季派遣	9	7	5

各種奨学金に関する情報は、履修要項等への記載、C plus への掲載、学部事務室の掲示板への掲示等を通じて、学生に提供している。

なお、奨学金給付後における学生の学業成績その他の活動成果の追跡調査を行っているが、その結果を奨学金の有効性や適切性の評価に結びつけるシステムの構築が課題となっている。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

商学部では留学生対象の特別入試を通じ、学内最多数の外国人留学生を受け入れていることから、外国人留学生のニーズに合った教育内容を提供しているといえる。外国人留学生へのアドバイザーは、日本人学生と同様に 1 年次はクラス担任教員、2 年次以降はゼミ担当教員が務めている。

なお、商学部への所属を希望する海外からの長期留学生（選科生）については、国際連携委員会で書類審査を行い、研究計画を確認後、指導教員を割り当てている。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

学生生活に関するアンケートの活用については、大学評価委員会が毎年度実施している在学生アンケートについて、調査結果を教授会において報告・共有を行っている。同アンケート結果については、施設・設備の更新を行うにあたっての参考資料として活用するほか、これをもとに学部事務室窓口の対応改善にも組織的に取り組み、一定の成果をあげている。

このほか、学生部が 4 年に 1 度実施している「学生生活実態調査」では、学生生活に関する学生の満足度を学部別に詳細に調査している。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

商学部では、「商学部キャリア形成支援の基本方針」を策定し、学生のキャリア支援を行っている。また、正規の授業科目の中にキャリア関連科目やインターンシップ科目を配置することにより、学生の進路選択に役立つ指導を行っている。

キャリア関連科目とは、学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計の助けとなるような科目であり、商学部では本学卒業生の組織である南甲倶楽部の協力を得て総合講座「働くこと入門」を開講している。この授業は、商学部の専任教員がコーディネーターとなり、社会で広く活躍している人々を講師として毎回招き、リレー講座方式で運営しており、学生の進路選択に役立つ正規の授業として十分な成果をあげていると評価できる。

また、商学部と経済学部の専任教員がコーディネーターとなり、産経新聞社からの寄附講座として「総合講座（グローバル・コンパス～未来への羅針盤）」を開講している。この授業はグローバルに活躍する各界のリーダーを講師に迎え、秋学期（後期）「総合講座（グローバルコンパス4）」として、全学部の学生が履修できる講座である。さらに、2014年度より「ビジネス・プロジェクト講座」を設置し、担当の特任教員がコーディネーターとなり、社会で活躍する企業の人々を講師として招いている。実際の社会（企業）が抱える課題を知り、企業側からのフィードバックを受けながら、チームで課題解決に取り組む授業で、そのプロセスの中で、実社会に触れるとともに、社会で必要とされる「自ら考え行動する力」の育成を目的とした講座となっている。

インターンシップ科目については、これまでの「インターンシップ入門」と「インターンシップ実習」の開講に加え、その橋渡しをする位置づけとして2014年度から「インターンシップ演習」を開講している。また、「ビジネス・チャレンジ演習」と「ビジネス・チャレンジ実習」ではサッカークラブ経営にチャレンジし、企画、広報、営業、マネジメントの各活動に取り組んでいる。

また、グローバル化に対応し、2014年度より「グローバル・インターンシップ・プログラム」を新設している。タイのパンヤピワット経営大学（PIM）と提携を結び、PIMの経営母体であるCP ALL株式会社（タイでセブンイレブンを経営する流通最大手の企業）へ、学生を10日間派遣するとともに、PIMからも学生を受け入れ、双方向型のプログラムを実施している。

これらの学生のキャリア形成に直接関わる科目を配置するのと並行して、演習科目を活用して、学生の進路選択に関わる指導を行っている。

1年次生対象の「ベーシック演習」では、「キャリアデザイン・ノート」とコンピテンシー自己評価システム「C-compass」を使用したキャリア教育を実施している。また3・4年次生対象の演習（ゼミ）では、個々の教員が、ゼミの卒業生を招いて進路選択の助言を行っている。今後は、教員の個々の取り組みを集約し、より多くの学生が商学部卒業生の助言を受けられるような方策を検討したいと考えている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 海外インターンシップに関しては派遣だけでなく、タイ・パンヤピワット経営大学からのインターンシップ生受け入れを開始した。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- タイ・パンヤピワット経営大学とのインターンシップについては、継続的対応を行うため双方で協議を行っていくとともに、相互交流の実績の蓄積・受け入れ体制の更なる整備を行っていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 交流に関する体制については担当教員及び事務職員を現地に派遣し、先方との協議をおこなった。また、2017年度も6月から・パンヤピワット経営大学からのインターンシップ生3名の受け入れを行い、8月には中央大学からは5名が派遣される予定となっている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

4. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）大学として組織的にしている指導、支援の有効性

商学部独自の取組みとして、商学部プレゼンテーション大会や演習論文発表会、さらには学内外の演習大会（インター大会）などへの参加者に交通費補助や賞金を授与するなど、正課外における学生自身の主体的取組みを評価する制度を設けている。その中には、ビジネス・コンテストである「野島記念 Business Award」のように産学連携に基づく大会もあり、学生にとって学習成果を発表する場ともなっている。このほか、学生の課外活動を経済支援するため、「商学部チャレンジ奨学金」を設置している。

（2）資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

商学部には会計学科を設置しているため、本学経理研究所が開講している公認会計士講座・簿記会計講座・簿記セミナー（3～2級）・税理士基礎コース等を多くの商学生が受講している。経理研究所との関係は密接で、入学ガイダンス期間には、新入生と父母を対象に経理研究所の説明会も開催している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

理工学部

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

理工学部では個人別の学修指導において、卒業研究の履修制限該当者（留年者）の問題点発掘と、該当者に対する総合的な助言・指導を行っている。また、再履修者を考慮して、前

後の履修年次の必修科目が重ならないよう時間割編成において配慮しているほか、これが重複した場合には他クラスでの履修を認める配慮をしている。

留年者（修学延長者）には、各種の履修要件を確認し学修上の助言を与える教員面談を多くの学科において行うなど適切な措置を講じている。2015年度には、C委員会で各学年終了時点での成績不振の基準を設け、基準に該当する学生に対して、事務室職員による個人面談を3月下旬に実施した。2016年度は、基準を一部変更し（3年次終了時に、卒業研究履修条件を満たしていないという条件は対象から外し、修得単位数が所定の単位数に満たないという条件のみとした）実施した。面談をきっかけに、学生自身が学修における問題点を認識するとともに、学内各種制度の紹介や、キャンパスソーシャルワーカーとの相談に繋げるなど、学修上に何らかの問題を抱える学生への働きかけができた。また、その状況をC委員会で報告し、学科と連携して継続的な支援を行っている。

退学者は、表7-I-14に示すように、1・2年生の退学数はそれぞれ10名前後で推移している。しかし4年生以上の退学数は近年高止まり傾向である。なお、退学届に記述された理由からは、退学の原因は多様であることが読み取れ、多面的な対策が必要であると言える（表7-I-15）。

[表7-I-14 退学者数の推移]

年度	1年	2年	3年	4年以上	合計
2012	5	10	14	63	92
2013	7	9	10	52	78
2014	10	7	6	59	82
2015	12	8	4	55	79
2016	10	8	14	44	76

[表7-I-15 退学理由]（複数回答あり）

理由	修学意欲の低下	進路変更(進学)	進路変更(就職)	経済的困窮	学力不足	身体疾患	心身耗弱	海外留学	その他
人	20	16	9	23	0	0	5	0	3

一方、2016年度の休学申請件数は、67件であり、そのうち18名は前・後期ともに休学をしている（年度内に退学した者を除く）。学年による多寡はあまりなく、また理由は多様であることから、退学と同様に多面的な対策が必要である。また、2015年度から全学で半期休学制度が導入されたことを受けて、年度をまたいだ休学など、海外の学年暦にあわせた留学の相談が増加傾向にある。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

理工学部の学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために講じている措置においては、入学後の学修に特に必要な数学・理科の「本来高校で十分学習しているべき事項」の理解が不足している層における、入学後の不利を解消するための方策を学部の重点施策として以下の取組みを行っている。

2007年度から数学、2008年度から物理について、これらに係る補習講義として「理解度向上講座」を実施しており、入学時に実施するプレースメントテストの結果により、各自の基礎学力を再点検するとともに、受講対象者を選別している。また、当該講座のうち、数学については高校微積分を中心に実施し、物理については力学を中心としつつ、その他の項目に

については各学科の要望を勘案して、内容の精選を行っているほか、両科目とも、プレースメントテスト結果とその後の成績の関連データを集積し、C委員会で報告を行っている。

あわせて、当該講座の実施と同時に、学部内に「学習支援センター」を設置し、理解度向上講座担当者による一定の時間枠での質問・相談の受付と対応を行う体制を整え、補習講義受講者のみならずその他の学生からの質問にも幅広く対応している状況である。

さらには、理解度向上講座の対象となる割合が比較的高い、附属高校推薦入試及び推薦入試による入学者に対しては、「入学前教育」として数学の問題を入学前に送付して解答させ、理工学部における学修に求められる基礎的な数学力の向上を促している。

1) 理解度向上講座

数学に関して、前期はプレースメントテストで一定の基準点に達しない学生を対象に、授業と並行して行う基礎的な重要テーマを復習する「理解度向上講座」を開設している。

講座は週8コマの授業を高等学校で数学を指導していた3名の元教員が担当している。数学の理解度向上講座受講者の66%程度が正規数学授業で合格点を取得している。後期は、1年次前期に担当している数学の基礎科目（数学1、数学A、微分・積分）の不合格者を対象に、理解が不十分な内容を復習し、十分な理解ができるよう、また理解不足を持ち越さないよう、当該年度中に十分な基礎力を身に付けることを目的とした内容となっている。数学の理解度向上講座受講者のうち一定の基準を満たして修了した者には数学関連科目の再試験資格が与えられ、再試験資格取得者のうち82%程度が正規数学授業で合格点を取得している。

物理は、プレースメントテストで一定の基準点に達しない学生を主な受講者と想定するものの、前期・後期ともに、受講希望の申請をした全員を対象に「物理学理解度向上講座」を開設している。週4コマの授業を、2名の嘱託職員が担当している（内1名は元高校教員、1名は博士号をもつ本学大学院物理学専攻の卒業生）。物理の理解度向上講座受講者の89%程度が正規物理授業で合格点を取得している。最近、応用化学科や生命科学科の学生で、高校での物理未履修者が主体的・積極的にこの講座や学習支援センターでの個別指導のサービスを利用する姿が目立つようになっている。

2) 学習支援センター

プレースメントテストの実施に併せて、数学の学習上困難が生じた場合に学生が個別に相談できる機関として、学習支援センターを設置している。同センターには、元高等学校教員の指導員のほか、大学院学生（TA）を常駐させ、前述の理解度向上講座（数学）の実施のほか、学習上の不安に対する精神的なサポートも含めた個別相談を行っている。

また、2008年度からは、物理についても同様の体制を整えている。具体的には、週に3日間、元高等学校教員や本学大学院卒業生の指導員と大学院学生（TA）を常駐させ、数学や物理学の基礎の理解に関して、個別相談を行なっている。

物理の学習支援センターの利用度は徐々に上がってきており、物理学の基礎学力が不足している新生だけでなく、学習習慣が身につけていない2年生以上の来室する者も増えている。毎週定期的に訪れてTAの指導を受けることにより、自分で講義や演習の復習ができるようになり、成績の面でも一定の効果が上がっているケースもある。しかしながら、依然として定期試験の直前に、試験対策のために本センターでの指導を希望する学生が多く、センター設置当初に想定していた学生に基礎的学習内容をしっかり身に付けてもらう

という点では、理解度向上講座とあわせて、計画的に学習を進めることの重要性を学生に伝える努力を今後も継続する必要がある。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害は、「身体障害」と「精神障害・発達障害」とに大別されるが、このいずれについても全学的な支援体制を有していないため、当該学生が所属する、学科の学習指導委員及び主任が中心となって、障害の状況や要望を聴取し、事務室と協力してサポートしている。なお、2016年3月に卒業した視覚障害（弱視）の学生の支援としては、年度はじめに学科の学修指導員及び主任と事務室職員が面談し、履修科目ごとに必要とする支援を確認し、科目担当教員に協力を依頼した。試験の際は、試験問題を拡大印刷し、試験時間を延長する等の対応をとった。

また、身体障害者への施設面の配慮としては、主に講義で使われる5、6号館をはじめ、1、2、3、5、6号館入口には自動扉が設置され、2、3、5、6号館エレベーターのバリアフリー化が実施されている。身障者用トイレは2号館1階、3号館1、6、9階、6号館は1階に設置されている。

後楽園キャンパス内の敷地は勾配がないため、スロープ等は設置されていないが、いくつかの建物の入口には段差があり、車椅子が通行しにくい箇所もある。また、敷地内通路には点字ブロック等は設置されておらず、視覚障害者は介添者がないと移動できない。建物内の各部屋は、引き戸ではなく開閉扉であり、障害者にとっては扱いにくい仕様である。さらに、キャンパス内の安全性の向上を目的として、5・6号館の全教室の扉にガラス窓を設置し教室内を廊下から確認できる構造に改修し、5・6号館の階段に手すりの設置を行っている。また、5号館3階と4階部分に車椅子のまま移動ができる階段昇降機を設置し、このような改修工事は、障害学生だけでなく、多くの学生・教職員の利便性の向上にもつながっている。

一方、精神障害や発達障害により修学が困難な学生に対する支援については、学生相談室を中心に事務室と密に連携して行っている。支援のきっかけは、学生相談室に直接相談に来る場合のほか、近年は教職員を通して間接的に学生相談室に繋がるケースも増えてきている。学生相談室では、インテークを通じて支援の方向性を整理し、心理カウンセラーや精神科医につないで専門的な支援を行っている。また、2015年4月から、学生相談室にキャンパスソーシャルワーカーを配置している。キャンパスソーシャルワーカーは、学生に寄り添う形でかつ実効性のある学修支援を図るための専門スタッフで、履修相談の補助や、教員や家族との相談及び支援策の調整なども行い、総合支援としてコーディネートする役割を担っている。支援の進捗については、相談者の同意があることを前提として、必要に応じて事務室・学生相談室・CSWの三者で情報共有し、協働体制で支援を進めている。また、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づき、障害のある学生の尊厳を尊重し、快適な教育・研究環境を作り出し、維持することに最大限の注力をしているところである。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

1) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

本学の奨学制度には、教育の機会均等を保障し、能力や勉学意欲がありながら経済的に修学困難な学生に対する経済支援を主たる目的としたものや、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資することを主な目的としたものなどがあり、本学独自の奨学金のほか、日本学生支援機構、地方公共団体・民間団体等の多彩な奨学金を用意している。

奨学金には返還義務のある貸与奨学金と、返還義務のない給付奨学金があるが、理工学部生を対象として募集する奨学金のうち、日本学生支援機構の奨学金や、中央大学貸与奨学金（2016年度を以て募集を停止し、順次、中央大学経済援助給付奨学金に移行）が前者の、中央大学経済援助給付奨学金が後者の主なものである。なお、地方公共団体や民間企業・団体が募集する奨学金は、それぞれの奨学制度の趣意に基づいて募集されるため、貸与奨学金か給付奨学金かは募集主体によって様々である。

学業奨励を目的とした大学独自の奨学金としては、理工学部事務室で受け付け、理工学部奨学委員会で選考する理工学部給付奨学金がある。学業奨励目的であることから学業成績を重視して選考している。また、2014年度からは、学術奨励だけではなく、大学全体を活性化する人材であると期待できる人物面も評価する「学長賞・学部長賞給付奨学金」を開始しているが、理工学部では4年生を対象とし、理工学部事務室で受付を行い、理工学部奨学委員会で選考している。

経済支援を主な目的とする奨学金に係る業務は理工学部学生生活課が担当している。経済支援を目的とする奨学金の選考基準は概ね、①学力基準、②家計基準、③人物基準、④健康基準によっているが、学力基準を計る指標として修得単位数や進級卒業制限等の各種情報を必要に応じて理工学部学生生活課と共有することで、より公正・的確に選考することに奏効している。また、理工学部は他学部 비해授業料が高額であることに加え、昨今の経済事情等により、学業の継続に経済支援奨学金が欠かせない学生が増えている。指定された期日までに学費が納入できない場合は学則の定めにより除籍となるため、理工学部事務室教務担当で学費納入状況を把握し、経済支援が必要な学生には奨学金の申請等を案内している。奨学金の申請は年度単位での申請が多いが、家計の急変に即座に対応できる奨学金制度も用意されている。

以上のように、理工学部における学生に対する経済的支援を図るための措置は有効なものとなっているといえる。

2) 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供とその適切性

理工学部学生生活課では、Web サイトへの情報提供や各種掲示を行うとともに、教職員との連携を図りながら、きめ細かな学生サービスを行っている。今年度は奨学金 Web サイトを全面的に刷新し、必要な人が必要な情報に確実かつ簡便にアクセスできるようになった。その他、Web サイト等に掲載しただけでは、周知が行きわたらない外部の奨学金に対して、資格・条件に照らし該当学生がいる可能性の高い学科や研究室については教員を通して広報したり、出願者に対して面接のアドバイスを行ったりしている。

以上の通り、理工学部において各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供は、きめ細かくかつ適切になされている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015年度C委員会で成績不振学生の面談実施基準を設け、2016年3月～4月にかけて、理工学部事務室職員による個人面談を実施した。相談内容に応じて学生相談室やCSWと連携した支援を実行している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 学科教員との連携も含め、継続的に対応をしている。また、面談対象者の基準を見直し、その必要性の高い学生との面談を効果的に行える工夫をして対応をしていく予定である。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 面談対象者の基準を見直し、面談対象者が単に単位の懇願をする場となるのを防ぐとともに、保証人（父母）への通知を前倒して、2017年3月末までに面談を実施した。前年度から継続して対応をしている学生や、キャンパスソーシャルワーカーとの連携により、学修習慣を改善する成果がでている学生もいる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

本学の留学生を所管する国際センターは多摩キャンパスに位置しているが、月に2～3回理工学部において同センターのランチを開設し、学生の生活面のサポートを行っている。さらに、2011年度からはそのランチ機能を高め、1号館2階に専用の部屋を設けて、国際交流相談窓口を開設するとともに、同じフロアに留学生交流サロンも開設した。留学生交流サロンは、留学生間及び留学生と日本人学生間の情報交換や交流の場として機能している。

（2）学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

学生生活に関する満足度については、大学評価委員会が毎年実施する在学生アンケートを通じて把握するよう努めている。当該アンケート結果によると、勉学や学習に関して、肯定的な回答の割合は77.2%であり、アンケート結果からみえる改善点を参考に対応し、学生生活の満足度向上に繋がる取り組みを関係部署と協同で進めていくことが求められている。

また、経営システム工学科において、毎年3月に卒業が確定した学生に対してアンケート調査を行っており、当該学科のカリキュラム、履修指導、計算機設備、就職活動支援などに対する意見を収集している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

理工学部学生の進路選択に関わる指導について、学部卒業生のうち40%近くが大学院に進学することから、1年次の「オリエンテーション」コマを利用して、低学年から大学院進学ガイダンスを実施するとともに、学生個人別の大学院進学にむけた相談・指導は、基本的に各学科・研究室できめ細かな対応が行われている。

下級年次を対象とした進路に関するガイダンスとしては、1年次の「オリエンテーション」コマを利用して、キャリア関連の講演会やキャリアデザイン教育を理工キャリア支援課が実施している。

理工学部では、人間総合理工学科を除く9学科に教職課程を設置しており、毎年1学年あたり100名を超える学生が履修し、数学・理科の教科を中心に、中学・高等学校の教員を輩出している。教員採用試験に向けた支援として、対策講座、論文指導、面接セミナー等を実施している。

企業への就職支援としては、理工キャリア支援課による支援のほか、技術職採用固有の方式である学校推薦制度の名残として、「就職委員会」がある。これは、各学科の教員（就職委員）が、キャリアセンターと連携し、学生の就職相談、企業の人事担当者等との面談、さらに学校推薦者の選定等を行う組織で、以前は理工学部学生の就職に有効な組織であった。現在は、企業情報がインターネットを通して容易に収集できるようになったこと、内定を得た複数の企業の中から入社したい1社を選択するという方式（自由応募）で就職を決めたい学生が増加してきたことなどから、内定を得ると入社することを前提とする学校推薦を利用する学生は減少している。

学科独自の取組みとしては、都市環境学科では、学科独自に企業説明会を開催している。電気電子情報通信工学科では、学部3年生の父兄を対象とした「進路相談会」を開催し、概要説明と個別相談を行っている。精密機械工学科では、3年次の春に個別の学習ガイダンスを実施し、その際に進路を含めた念入りな個別相談を行っている。情報工学科は、manaba上のプログラムを受験しないと推薦を受けることができない仕組みを整えるなど、各学科できめ細かい支援を行っている。

[表7-I-16 応募形態別 就職決定者数 (2017年3月卒業者)]

応募方法	学部学生	大学院学生
自由応募	476	129
自由応募 (推薦書提出)	61	28
学校推薦	61	83
教員推薦	0	0
縁故	0	0
合計	598	240

しかしながら、就職活動の期間が長期化する中、学部教育の集大成ともいえるべき卒業研究に取り組まなければならない時期に、就職活動のために研究に集中できない状況が見受けられる。卒業研究は技術者育成における重要なトレーニングとしての位置づけもあり、これに十分な時間がとれないことは個人と社会の損失となる。

今後の就職活動の動向を踏まえて、適切な対応を模索するところである。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 理工学部におけるキャリアデザイン支援は、各学科の特徴により就職支援の方法も異なってくるので、引き続き学科教員（就職委員）と連携を図っていく。
- 教育職員採用において、首都圏の複数の教育委員会からの大学推薦枠があることが強みである。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 大学院進学率は2015年3月卒の34.9%から2016年3月卒の39.6%に上がったが、本学理工学研究科に進学した者の割合は下がっている。内部進学によるメリットについてガイダンスを通じて下級年次から周知していくことが必要であると認識している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- キャリアセンターと学科教員による就職委員会が情報を共有し、次年度以降も就職活動と卒業研究等の学修の両立を支援し、指導体制を工夫する事をも必要である。
- 教育職員採用の大学推薦枠は、前年度までの実績が反映されるため、教職養成を一層充実させることで、これから教職を目指す学生の進路支援に繋げていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2017年3月卒業者の大学院進学率は前年度と比較して6%低下した。1年生対象のガイダンスを「オリエンテーション」コマで実施し、学内推薦等の入試制度の説明や、そのメリットについて紹介したが、この効果が進学率に反映するのは数年先となる。今後も引き続き1年生対象のガイダンスは実施する予定である。2017年3月卒業者の大学院進学率については、就職に関する社会情勢の影響も考えられる。多様な進路（就職・大学院進学・教職）について支援する体制を今後もとっていく。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

4. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

後楽園キャンパスでの学生の課外活動に対しては、学生個人や大学に登録していない有志の学生団体については理工学部学生生活課が、大学に登録済みの学生団体及びそれら団体を取りまとめる理工連盟については学友会理工学部部分室が、それぞれ支援を担当している。

具体的には、限られた時間とスペースを有効利用し、心身のリフレッシュと健全な身体作り、学生間交流促進の一助とするためのキャンパス内体育施設の学生への開放、グループ単位での自主的な研究・教育活動に供するための教室貸与等の支援である。

また、後楽園キャンパスにおける大学祭や新入生歓迎文化祭は、「中央大学理工白門祭実行委員会」が企画・運営している。中央大学理工白門祭実行委員会は、公認化されていないものの学生の自治組織として、大学祭等の実質的な運営を担っている組織であり、理工学部学生生活課が彼らへの指導・支援を適宜行っている。また、大学祭には、各研究室からの参加も多く、2016年度は、79研究室が研究室公開企画として参加しており、アカデミックな雰囲気も合わせ持った大学祭となっている。

一方、学友会活動に関しては、学友会事務室理工学部部分室に専任職員が勤務するのは毎週金曜日のみであり、それ以外は学友会事務室所属のパートタイム職員が1人で支援にあたっており、必要に応じて理工学部学生生活課が補助するという脆弱な体制である。平時は学生サービスの面で支障があるとまでは言えないものの、例えば学友会の定例会議は基本的に多

摩キャンパスで開催されることから、理工連盟に所属する学生はほぼ毎月、会議のために多摩キャンパスに出かけることを強いられるという不便さがある。

(2) 資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

資格取得を目的とした課外活動として、多様な学生の輩出を目指して、公務員講座を開設しているほか、本学 0B の中大技術士会の協力のもと、国家資格である技術士試験の説明会及び技術士第一次試験の模擬試験を実施している。公務員講座は都市環境学科が中心となって後期から翌年 4 月に開講し、国家公務員総合職対策をすることで、他の公務員試験にも対応する力をつけるよう工夫している。また、技術士の第一次試験は、在学中から受験する学生も多く、2016 年度の試験では在學生（学部・大学院）176 名が合格し、これは、全国の国公私立大学で 1 位の実績となっている。このほか、人間総合理工学科では統計検定 2 級の受験を推奨しており、SAS の e-learning システムを導入し、2016 年度は同学科から 20 名以上が受験し、累計合格者数が 50 名（内訳：1 期生 13 名、2 期生 27 名、3 期生 10 名）となった。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

文学部

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年者については、標準就業年限を超過したことによる留年と「スクリーン制度」による留年がある。

このうち、スクリーン制度による留年者への指導体制については、まず、1 年次にスクリーン対象科目を 1 科目でも修得できなかった学生とその父母に「警告文」を送ることで、注意を喚起している。2 年次にスクリーン制度の適用を受けた学生のうち、未修得のスクリーン対象科目が 1 科目で、かつ卒業単位に向けて 40 単位以上をすでに修得している学生については、所属する専攻の教務委員が面談を実施して、学生の実情に配慮した対応を行い、留年決定者に対しては希望に応じて教務委員が面談に応じる旨の通知文を送付している。

本制度による留年者数（当該年度に新規にスクリーン制度適用となった者）は、2011 年度入学生は 12 名、2012 年度入学生は 12 名、2013 年度入学生は 16 名、2014 年度入学生は 4 名、2015 年度入学生は 22 名となっている。また、本制度により継続 2 年以上留年となった者は、2011 年度末は 8 名（総学生数に占める割合は 0.19%）、2012 年度末は 12 名（同 0.29%）、2013 年度末は 14 名（同 0.34%）、2014 年度末は 9 名（同 0.22%）、2015 年度末は 7 名（同 0.17%）となっている。

スクリーン制度に関しては、前年度の取得単位数が 20 単位未満の新 2 年生及び新 3 年生（2016 年度 71 名）を対象に、各専攻研究室から連絡を取り、必要に応じて教務委員との面談につなげる試みを 2015 年度より開始した。その結果、7 割程度の学生と何らかの方法でコンタクトが取れ、2014 年度入学生におけるスクリーン決定者数を大きく減少させるという成果が得られ、教務委員会における検証においても「各自の成績不良に対する自覚を促し、学修意欲の醸成に繋がる」取組みであるとして、以降も継続して実施している。

他方、標準就業年限を超過したことによる留年者数（修学延長者）は、2012年度282名、2013年度201名、2014年度222名、2015年度208名、2016年度180名、2017年度157名となっている。留年者や再履修者に対しては、「大学生の基礎(1)」・「同(2)」や、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語）の科目において、再履修のためのクラスを設けているほか、文学部事務室を中心に必要に応じて履修相談等を行っている。

退学者の状況については、過去5カ年の離学（除籍・退学）した学生の比率は、2012年度1.9%、2013年度1.7%、2014年度1.5%、2015年度1.5%、2016年度1.7%となっている。理由として多いのは、「他大学への進学」、「進路変更」で、他に「経済上の理由」、「家庭の都合」、「留学」などがあるが、これに加えて「学習意欲の喪失」があげられる。「学習意欲の喪失」による退学の申し出があった場合には、その事情を聴取し、ケースに応じてキャンパスソーシャルワーカーとの面談をすすめる等の対応を行っている。

また、休学者の状況について、過去5カ年の休学した学生の比率は、2012年度0.73%、2013年度0.85%、2014年度0.86%、2015年度1.92%（前期・後期ともに休学した者は0.71%）、2016年度1.90%（前期・後期とも休学した者は0.64%）となっている。理由としては、「留学」、「病気」、「学習意欲の喪失」によるものが多く、次いで「経済上の理由」等があげられる。「留学」による休学希望者に対しては、「認定留学」制度の紹介や、復学後にかかる修学上の制限等について説明を行うほか、「病気」による休学の申し出の場合には、退学希望者と同様にケースに応じてキャンパスソーシャルワーカーとの面談をすすめる等の対応を行っている。

このように、文学部においては休・退学者の減少をはかるため、クラス担任や演習科目の担当教員、共同研究室の室員が、それぞれの立場から個々の学生の状況を把握し、必要に応じて文学部事務室やキャンパスソーシャルワーカーと連携・情報共有を行うなど、問題の早期発見・対応に努めている。

（2）補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

現在、補習・補充教育に関する支援体制は無い。

（3）障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

学部独自の取組みとして、教育力の向上を目的とする学内予算を活用し、2014年4月から学部事務室所属の嘱託職員として臨床心理士資格を持ったキャンパスソーシャルワーカーを配置し、学習に困難を抱える学生（発達障害を有する学生を含む）の支援を開始している。

キャンパスソーシャルワーカーの配置により、専門スキルを持たない事務職員には出来なかった発達障害学生の支援、保護者へのアドバイス・連携、対応策の構築等が可能となり、授業や定期試験の際の合理的配慮が的確に行えるようになるなど、その効果は如実に現れている。

これらの成果を踏まえ、現在は多摩キャンパスに2名、後樂園キャンパスに1名のキャンパスソーシャルワーカーが配置されており、全学的な支援体制が整いつつある。将来的には、障害のある全ての学生の支援が可能な全学的システムの構築につなげることを目標としている。

（4）奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

文学部には現在、成績優秀者に給付する「学部給付奨学金」、留学を支援する「長期留学奨励奨学金」、「文学部フランス語圏派遣留学生特別奨学金（卒業生篤志家寄付）」「短期留学プ

プログラム給付奨学金」、学外での活動を支援する「学外活動応援奨学金」がある。

「文学部給付奨学金」は、2014年度に全学的に新設された「学長賞・学部長賞給付奨学金」とあわせて選考方法・給付額の見直しを行った。具体的には、2～4年次に在籍し、学力・人物に優れた者について成績及びエントリーシートに基づき選考している。2016年度の給付額は18万円である。奨学生には文学部特別公開講座やオープンキャンパス、キャンパス見学会等の行事への協力を依頼するなど、奨学生を学部広報に活用している。

「文学部長期留学奨励奨学金」は、学習・研究の場を学外へ広げようとする意欲を持った学生を支援することを目的としている。この奨学金は、本学の協定校派遣交換留学決定者及び認定留学決定・申請者を対象として給付するもので、書類選考及び面接によって選考を行い、2012年度は14名、2013年度は16名、2014年度は16名、2015年度は17名、2016年度は18名の学生が採用されている。

また、文学部卒業生篤志家の寄付により、本学の協定校派遣留学生としてフランス語圏へ留学する文学部生の留学に関わる活動を支援することを目的として「文学部フランス語圏派遣留学生特別奨学金（卒業生篤志家寄付）」（1年間の留学の場合 年額最高50万円、半期留学の場合 年額最高25万円を給付、募集人員4名程度）があり、2016年度は5名（40万円給付5名）の学生に給付を行っている。

「短期留学プログラム給付奨学金」は、本学設置の短期留学プログラム参加者の中で優秀な学生に1年間18万円を給付するものである。短期留学参加者の中から小論文及び面接によって選考され、2011年度は16名、2012年度は17名、2013年度は16名、2014年度は20名、2015年度は22名、2016年度は22名の学生が採用されている。

「文学部学外活動応援奨学金」は、学外での研究・調査活動・語学研修、国内外でのインターンシップ・ボランティア等、大学の外にも学びの場を広げようとする文学部学生を対象とする。この奨学金は、活動計画に応じて10万円～30万円が支給される。書類選考及び面接によって選考され、2012年度は21名、2013年度は17名、2014年度は17名、2015年度は14名、2016年度は11名の学生が採用されている。

また、2014年度には、全学的な奨学金制度の見直しが行われ、新たに「中央大学入試出願前予約採用型給付奨学金（予約奨学金）」が導入されている。文学部への入学意欲が高く、経済的にも支援を要する関東圏外からの受験生を対象に募集し、入学後は授業料半額相当を4年間にわたって給付するものである。従来の入学時成績優秀者スカラシップのように入学時の成績1回のみで判断するのではなく、学生が継続して一定レベルの学力を高めることができるような制度となっている。2014年度は4名、2015年度は1名、2016年度は4名、2017年度は3名が入学している。なお、奨学金の継続給付の条件として、在籍する専攻の前年度GPAが上位40%以上という条件を付している。審査の結果、2015年度入学生の1名及び2016年度入学生の1名の継続給付が認められなかった。

以上のような各種奨学金制度の概要については、履修要項や本学公式Webサイトに明記しているほか、各種奨学金の具体的な募集案内については、掲示やC plus等により周知を行い、優秀な学生の経済的支援・留学や学外活動に取り組む学生の支援に努めている。学生からの問い合わせに対しては事務室が応じ、手続き等に関する情報提供を行っている。学部内の奨学金の審査は、文学部奨学金委員会において厳正に行っており、成績やキャリア計画、面接による人物評価等により総合的に採用可否を判断している。

その他、学生に対する奨学金以外の経済的援助としては、「特色ある教育予算」（専攻・ゼミ単位での活動に対する補助）、海外における実態調査・研修活動を伴う「グローバル・スタ

ディーズ」の参加学生に対する補助金がある。

[表 7-I-17]

名称	給付金額	給付期間	募集人員	対象	選考方法
入試出願前予約採用型給付奨学金	当該年度の授業料半額相当(約36万円)	1年間	4名	全学共通の基準(出身高校所在地、評定平均値、父母年収合計など)に基づき、対象出願者を決定	志望書ほか出願書類に基づく

[表 7-I-18]

名称	給付金額	給付期間	募集人員	対象	選考方法(時期)
文学部短期留学プログラム給付奨学金	18万円	1年間 (再出願不可)	20名程度	本学が実施する短期留学プログラムに参加する者	エントリーシート小論文と面接により総合的に判断し、採用者を選考(春派遣プログラム:12月、夏派遣プログラム5月上中旬)
文学部給付奨学金	12万円	1年間 (翌年度への継続不可、再出願可)	20名	文学部の2~4年次に在学し、学業および人物ともに優れた者	学業成績およびエントリーシートにより選考
長期留学奨励奨学金	1年間留学の場合36万円、 半年留学の場合18万円	1年間 (再出願不可)	15名程度	本学の制度による長期留学(交換留学・認定留学)決定者	エントリーシートおよび面接により選考
フランス語圏派遣留学生特別奨学金(卒業生篤志家寄付)	1年留学の場合最高50万円、 半年留学の場合最高25万円	1年間	4名程度	本学のフランス語圏協定校へ「交換留学生」としての留学が決定している学生	協定校派遣交換留学生の文学部内選考(筆記・面接試験)、エントリーシート・面接
学外活動応援奨学金	計画にかかる予算額に応じて10万円~30万円	1年間 (再出願可)	30名程度	応募時点で文学部に在籍する者(休学中の者を除く)	一次審査:エントリーシートおよび学業成績による書類選考 二次審査:面接審査

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 前年度の取得単位数が20単位未満の新2・3年生を対象に、各専攻研究室から連絡を取り、必要に応じて教務委員との面談につなげる試みを2015年度より開始した。
その結果、年度末のスクリーン決定者の人数が前年度の4分の1に大幅に減少する効果が得られており、専攻を基盤とするきめ細かな教育活動を展開する文学部ならではの取組みとなっている。

<問題点および改善すべき事項>

- 学外活動応援奨学金については、出願件数が伸び悩んでおり(2012年度31件であったが、2014年度は23名、2015年度は追加募集を行って24名)、出願者数増加に向けた更なる方策が必要である。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 取得単位数が基準以下の学生に対する働きかけについては、スクリーン決定者の減少に効果が見られ、教務委員会において検証の結果、「各自の成績不良に対する自覚を促し、

学修意欲の醸成に繋がる」取り組みであることが確認されたので、2016 年度も取り組みを継続し、きめ細かな支援に努めていく。

- 教授会での受給学生の活動内容を紹介するなど、文学部教員の学外活動応援奨学金に対する認知度を高めるとともに、担当授業で積極的に学生に宣伝してもらうよう、更なるはたらきかけを行う。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 取得単位数が基準以下の学生に対する働きかけについては、2017 年度も取り組みを継続し、きめ細かな支援に努めている。
- 奨学金受給者からの報告書を本学公式 Web サイトや父母連絡会機関誌『草のみどり』で紹介し、あわせて事務室前に写真入りの報告記事を掲示するなど、奨学制度に対する在学生の認知度を高めるよう努めている。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する学部独自の取り組みとしては、交換留学生も含め外国人留学生と日本人学生の交流の機会提供のため、3号館のアカデミック・ラウンジにおいて、文学研究科に在籍する留学生のコーディネートのもと、学部主催による「国際交流ランチ」を週に3回開催しており、毎回20数名程度が参加している。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

学生生活に関する学生からの満足度を測定するため、大学評価委員会の下で在学生アンケートが実施されている。当該アンケート結果は教授会に報告されており、学部内の情報環境整備や設備改善を検討する際の参考資料として活用されている。アンケート結果を踏まえて設備改善を行った最近の事例としては、3号館内の大教室の机・椅子の改修(2014年9月)、中教室の机・椅子の改修及び教室内のワイド通路(車椅子用の通路)設置(2015年9月)などがあげられる。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

進路選択に関わる指導・ガイダンスについて、学部主催での正課外の取り組み実績はまだ無いが、2014年度後期より、資格課程履修者に対し卒業後の進路選択の一助とするため、学芸員・司書として活躍している卒業生による講演会(文学部キャリア講演会)を開催するなど

の取組みを開始している。

なお、初年次教育科目として設置している「大学生の基礎（1）」（1年次必修科目）においても、学生のキャリア形成に係るテーマを複数回とりあげ、初年次段階からのキャリア意識醸成に努めている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

4. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

文学部が行っている課外活動支援としては、前述の「文学部学外活動応援奨学金」があげられる。同奨学金は、学外での研究・調査活動・語学研修、国内外でのインターンシップ・ボランティア等、大学の外にも学びの場を広げようとする文学部生を対象として給付されるもので、出願期間前に、関連する分野の教員にエントリーシートの記入方法、計画の立て方等を相談できる機会を提供しており、課外活動に取り組む学生に対する組織的な助言・指導を含んだ制度となっている。

また、2014年度より、専門を超えた学びの多様性を提供し、学内の教育研究活動の活性化を促すことを目的として、学部独自企画である「BUN Café」を開始した。これは、異なる専門分野の教員が1つのテーマに対して縦横無尽に議論を展開する座談会形式の催しで、2014年に5回、2015年度に5回、2016年度に4回実施しており、参加者は毎回20～60名程度である。

（2）資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

該当なし

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 「BUN Café」は、実施2年目を迎え、多様な学問分野を持つ文学部の独自企画として定着しつつあり、その取組みは、学内外の広報誌（『学員時報』、『HAKUMON Chuo』）でも紹介されるまでになっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 「BUN Café」を今後も継続して開催するとともに、学部独自企画を今後も検討し、実施していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「BUN Café」について、2016年度は4回実施し、毎回20～60名程度の参加者を集めた。2017年度も継続して実施することとしている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 「BUN Café」は、実施3年目を迎え、多様な学問分野を持つ文学部の魅力を学内外に広く紹介し、参加者の知的好奇心を刺激する独自企画として定着している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 「BUN Café」を今後も継続して開催するとともに、学部独自企画を今後も検討し、実施していく。

総合政策学部

1. 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年者は年によって変動があるが、毎年40名前後（4年次生の15%程度）となっている。留年者を減じるため、教務・カリキュラム委員会で検討し、年度末の成績評価の発表後、総合政策学部事務室から留年対象者のうち成績不振を理由とする学生に連絡し、学生の事情や意思を確認の上、適切な履修が可能となるようアドバイスしている。

さらに、留年者及び成績不振者に対する学習相談を年に2回の成績発表後に行っている。大学から、本人だけでなく保証人にも通知することから、学修状況を三者で共有・支援することが可能となり、翌学期からの学修状況が好転する例もある。個別相談に加え、2015年度より、成績不振者全体への履修説明会と出席管理を実施し、学生同士のつながりから再履修クラスへの参加の動機付けをはかっている。心身の不調等により連絡が取れない、または面談に応じない学生に対しては、定期的に大学から連絡を取り続け、状況把握と学習及び生活相談対応に努めている。

休学については、2015年度より半期休学を導入し、休学中の学費を低減している。休学者数については、2016年度は前期19名（内、前期のみ5名）・後期19名（内、後期のみ5名）となっており、制度変更前よりは増加しているものの、2015年度とほぼ同水準となっている。休学の主な理由は自費留学、家庭の事情、病気等である。休学前には個別に相談を行い、留学の場合には留学計画や滞在先等を書面で提出させ、復学のタイミングと授業への合流について本人・大学双方で確認している。また、復学予定の1ヵ月前に復学通知を郵送し、新年度の履修日程を案内することで、あらかじめ学修計画を立ててスムーズに復学できるよう履修相談を行っている。

退学届け提出者に対しては、学部事務室や指導教員が相談に応じるなどしている。退学者が生じた場合は、具体的な状況を把握し、異動報告書としてまとめて学部長に報告している。総合政策学部において退学理由として多く挙げられるのは、他大学への進路変更である。

このほか、転科・転コース希望者に対しては、履修状況と卒業・進路希望まで含めた学習相談を行った上、入学試験制度に基づく転科・転コース試験を実施し、入試・合否委員会にて適切性を審議の上、転科・転コースを認めている。

授業の欠席回数が多い学生については、事務室から直接連絡するなどして登校を促し、問

題がある場合には学部事務室または学生相談室での相談を案内し、不登校が長期化しないよう配慮している。

なお、新入生に対しては、「SA (Student adviser)」という2年生有志のボランティアグループが、課外活動、生活面等について広くアドバイスをを行う体制が整っている。年度によって活動内容は異なるが、2017年度には新入生懇親会、情報オリエンテーションサポート、クラスミーティング、総合政策オリエンテーションのほか、体育祭を開催し、これらの企画を通じて新入生同士・学部上級生との交流をはかり、新入生が大学生活に早期になじむ効果をもたらしている。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

補習・補充教育は公式の制度としては実施していないが、授業時間外の個別指導は日常的に行われている。サブゼミによる時間割外でのゼミ指導や語学検定試験前勉強会等、教員または学生の自主的な学修を支援するため、事務室では空き教室を貸与している。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

2016年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の申し出に対する対応を全学でまとめており、総合政策学部では2015年4月にADHDを理由とする配慮の申し出があったことから、総合政策学部事務室・教員・関係部署で連携しながらサポートにあたっている。

以来、発達障害が疑われる相談は毎年2～3件程度あり、2017年度よりキャンパスソーシャルワーカーとの連携も開始した。

四肢に障害のある学生が入学した際には、予め本人にヒアリングし、水洗トイレを一部自動化、送迎車両の入構許可、授業担当教員への事前連絡と録音機器の持ち込み許可、学年試験は本人・事務室・教員三者で事前に調整し、PCによる別室受験や試験時間延長等の個別対応を行っている。

このほか、施設面では11号館と8号館との連結部（階段構造）にスロープを設置するなど、障害者に配慮した環境作りに取り組んでいる。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学には在学学生を対象とする各種奨学金制度が設けられている。総合政策学部独自の奨学金制度としては次の①～④がある。

- ①「総合政策学部プロジェクト奨学金（学長賞・学部長賞給付奨学金）」
- ②「総合政策学部給付奨学金（経済支援）」
- ③「FPS 奨学金（成績優秀者）」
- ④「国際インターンシップ奨学金」

いずれも冊子「奨学金 一案内と手続」、C plus、履修要項、掲示等で広く学生に情報提供を行っている。

このほか、奨学金以外の経済的支援策としては⑤「ゼミ活動補助費」がある。

①総合政策学部プロジェクト奨学金（学長賞・学部長賞給付奨学金）

「学長賞・学部長賞給付奨学金」は、2014年度から全学的制度として始まったものであり、総合政策学部では「社会問題の発見・解決または社会文化現象の解明を目指した体験

学習・調査学習（以下、総称して「プロジェクト」という）を奨励する」ことを目的に、「プロジェクト奨学金」として運用している。

出願資格は、次の要件をすべて満たす総合政策学部生である。

- (あ) 2年次から4年次まで
- (い) 総合政策学部所属の専任教員（特任教員を含み、外国人外国語契約講師を含まない）が担当する当該年度授業科目においてプロジェクトを企画・実施すること（指導教員の推薦を受けられること）
- (う) 上記（い）のプロジェクトをグループで実施する場合は、出願者がその活動において中心的な役割を担っていること

なお、学長賞・学部長賞給付奨学金の予算枠が定められているため、給付人数は、最優秀賞（学長賞）1人、優秀賞（学部長賞）8人以内となっている。

プロジェクト奨学金の出願者数・採用者数は次の通りである。

[表7-I-19 総合政策学部プロジェクト奨学金実績]

単位：人

年度	2014	2015	2016
出願者数	9	13	25
採用者数	6	8	9

プロジェクト奨学金に採用された学生の活動成果についてはリサーチフェスタにてプレゼンテーションや1年次必修科目「総合政策概論」での発表を行うほか、報告書としてとりまとめ、総合政策学部 Web サイトや総合政策学部ガイド等を通じて学内外に対して広く公開を行っており、総合政策学部における学修成果の発信という観点でも大きな役割を果たしている。

2016年度のプロジェクトテーマは次の通りである。

- ・アニメ聖地巡礼を用いた地方活性化
- ・首都圏で溢れ出る高齢者問題にいかに対応するのか？：日本版 CCRC の検証
- ・イスラームの社会的役割～インドネシアの洪水時の救助活動を通して～
- ・多摩川で大量に増え続ける野良猫の実態と動物管理政策～動物福祉先進国・ドイツから学ぶ～
- ・テロ対策における暴力的過激主義対策（Countering Violent Extremism ; CVE）の有効性に関する一考察～コミュニティーポリシングに注目して～
- ・まめの木プロジェクト～元気な街秋田を目指して～
- ・データ移転の規制とグローバルビジネス
- ・5,000 キロの大航海「豚輸送作戦」～沖縄の戦後復興支援～
- ・四国遍路に見る“聖”と“俗”

②総合政策学部給付奨学金（経済支援）

総合政策学部では、「能力および修学意欲があるにもかかわらず経済上の理由により修学が極めて困難な中央大学総合政策学部学生を学部給付奨学生（経済支援）として採用し、学部給付奨学金（経済支援）を給付」している。

出願資格は次の基準すべてを満たす総合政策学部の学生である。

- (あ) 2年次以上であること
- (い) 能力および修学意欲があるにもかかわらず経済的事情により勉学に多大な支障が生じていること
- (う) 前年度までの GPA が 2.0 ポイント以上であること

その年の景気状況等により応募者数に増減はあるが、広報活動が行き届いており、次の通り毎年一定数の応募がある。

[表 7-I-20 総合政策学部給付奨学金実績] 単位：人

年度	2012	2013	2014	2015	2016
出願者数	42	34	37	17	29
採用者数	31	34	24	16	17

本奨学金については、奨学金委員会において慎重な書類審査を重ね、状況に応じて各採用者の給付金額を決定している。本奨学金の給付金額は、「中央大学経済援助給付奨学金（父母年収合計 300 万円以下）」（給付金額は総合政策学部生：一律 38 万円）との併願、併給を可とした上で、給付金額をその年度の授業料相当額－38 万円、授業料 2 分の 1 相当額、授業料 4 分の 1 相当額、等としている。

③FPS 奨学金（成績優秀者）

「特に学力・人物ともに優れている中央大学総合政策学部生、および、その他の諸活動において顕著な実績を収めた総合政策学部生を FPS 奨学生（成績優秀者）として採用し、FPS 奨学金（成績優秀者）を給付」している。

出願資格は次のいずれかを満たす総合政策学部生である。

- (あ) 自由応募：2年次以上で、特に学力・人物ともに優れ、学部のゼミ等で優秀な成績を収め、今後の成果が期待できる総合政策学部生（修学延長者を除く）
- (い) 学部推薦：2年次以上で、学年学科（政策科学科プロフェッショナルコース、政策科学科、国際政策文化学科）毎に GPA が上位 1 位の総合政策学部生（修学延長者を除く）を候補者として学部より推薦（出願不要）

自由応募の出願者数、採用者数、学部推薦者数は次の通りである。

[表 7-I-21 FPS 奨学金実績] 単位：人

年度	2012	2013	2014	2015	2016
自由応募出願者数	17	9	9	12	11
自由応募採用者数	7	5	6	6	6
学部推薦者数	8	11	17	14	14

FPS 奨学生（成績優秀者）に対しては、学部長主催の表彰式を行い、勉学への熱意を奨励することで更なる飛躍を促している。

給付金額は年額 5 万円であるが、給付を受けた学生たちは学業成績優秀者としての自覚を新たにし、ゼミや学内外での研究活動においてより積極的に中心的な役割を果たしている。

④国際インターンシップ奨学金

本奨学金は、総合政策学部の国際インターンシップ・プログラムにより国際インターン

シップ生として派遣される学生を対象としており、授業料の2分の1相当額及び派遣先への往復航空運賃実費を給付している。採用実績は次の通りである。

[表7-I-22 国際インターンシップ奨学金実績] 単位：人

年度	2012	2013	2014	2015	2016
出願者数	0	2	0	0	0
採用者数	0	1	0	0	0

⑤ゼミ活動補助費

総合政策学部でのゼミ活動に関連して各種調査や合宿を行う際に以下の金額を補助している。ただし、同一授業、同一人につき、補助対象活動項目毎に、年2回を限度としている。

a. 見学調査補助

交通費・・・1万円を上限とする（多摩校舎を積算の起点とし、上限か実費のいずれか低い額を補助）。

b. 国内で行う地域調査補助

交通費・・・1万円を上限とする（多摩キャンパスを積算の起点とし、上限か実費のいずれか低い額を補助）。

宿泊費・・・1泊あたり6千円を補助。一人当たり6泊が限度となっている。

c. 国外で行う地域調査補助

交通費・・・6万円を上限とする（多摩キャンパスを積算の起点とし、上限か実費のいずれか低い額を補助）。

宿泊費・・・1泊あたり6千円を補助。一人当たり6泊が限度となっている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- プロジェクト奨学金に採用された学生の活動成果について、リサーチフェスタでのプレゼンテーションや1年次必修科目「総合政策概論」での発表、報告書としてとりまとめ、総合政策学部Webサイトや総合政策学部ガイド等を通じて学内外に対して広く公開を行っている。このような学生の主体的な活動の支援により、プロジェクト奨学金出願者数の増加に現れている通り、動機付けに結び付けている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- プロジェクト奨学生に限らず、学生の主体的な活動の成果を総合政策学部Webサイトや総合政策学部ガイド等で取り上げ学内外に対して積極的な公開を進める。

2. 学生への生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する支援として、交換留学生対象の履修ガイダンスを2017年度より文系5学部合同で国際センターと連携して実施している。また、外国人留学生入学試験合格者に対しては他の学生と同様の支援を学部事務室にて実施している。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

大学評価委員会が新入生アンケート及び在学生アンケートを実施し、集計結果を公開している。総合政策学部では、当該アンケート結果を活用し、問題点の改善に取り組んでいる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

総合政策学部独自の進路選択に関わる支援としては、教務・カリキュラム委員会で検討の上、新入生オリエンテーションにおいて、キャリアガイダンスを実施している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

4. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

前述の「SA (Student adviser)」の活動を専任教員・学部事務室職員が支援している。SAの活動は学部ガイダンスの補助・支援業務に及んでおり、学生が日常肌で感じている学生生活に関する情報を新入生に伝える際には、このような支援体制が有効に機能している。

なお、SA活動は基本的にはボランティアの活動となっているため、それらの日常的な活動に対する経済的サポート体制は特に用意されていない。ただし、学部行事として実施する際には学部予算の範囲内で必要な備品を用意しており、少ない予算で工夫をして企画を実現することも学生にとって良い勉強となっている。また、毎年学生と職員合同でSA反省会を行い、今年度の実績や反省点を振り返り、翌年度への改善事項として引き継いでいる。

その他、学生の課外活動に係わる事項を所管する委員会として、学部に広報・ブランディング委員会を設置し、委員である専任教員と学部事務室職員は、学生主体の映像制作・運営により制作されている「FPS ニュース」(学部内の教員、学生に係わる様々な情報をYouTubeで配信)や学生主体で運営される「リサーチフェスタ」(ゼミ活動等の研究成果発表会)を支援している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

○ 「SA (Student adviser)」「FPS ニュース」「リサーチフェスタ」等、学生の課外活動を学部として組織的に支援する体制を整備しており、学生の主体的な活動を促進している。

<対応方策 (長所の伸長/問題点の改善) >

○ 学生の入れ替わりがあっても課外活動が円滑に実施されるよう、マニュアルの整備等を学生主体で進めさせる。

Ⅱ 大学院 文系大学院共通

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

4) 中央大学大学院特別奨学金

貸与対象：博士後期課程4年次以上の在籍者で、既に研究業績を有し、さらに研究を継続する者

貸与期間：1年間（再出願可）

貸与金額：月額4万円または6万円のどちらかを選択

学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、2016年度実績で118名、大学院指定試験奨学金は10名程度となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRAの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に適うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍院生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

(2) 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供とその適切性

奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、2012年度以降、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 授業料負担の重さから、奨学金の給付は大学院学生への経済的支援として益々重要性を増しているが、予算上の制約ゆえに、対象者は限られている。また、博士後期課程進学者・在籍者にとって日本学術振興会特別研究員制度は大きな助けとなるが、採用への道が厳しいのが現状である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学生の経済的支援は、不可欠な制度であり、とりわけ、博士論文執筆に安心して取り組める環境を作り上げるために、後期課程在籍者に対する経済的支援の充実が重要な課題であることから、研究科委員長会議を通じて、機会があるごとに支援の充実を要求していく。
- 日本学術振興会特別研究員の採用者数が増加するよう、博士前期課程・後期課程の新入生ガイダンスにおいて、この制度の存在とその準備を周知するとともに、出願前には、説明会を開催するなどしてこの制度の利用を促していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 経済困窮者向けの給付奨学金の導入について大学院研究科委員長会議で検討を行い、既存の奨学金の財源を再配分することで検討を進めていたが、当該奨学金導入のための財源の確保が不確実であるため、各研究科委員会に提案できていない状態である。
- 日本学術振興会特別研究員の採用者数増加については、博士前期課程・後期課程の新入生ガイダンスにおいて、この制度の存在とその準備を周知するとともに、出願前には、説明会を開催して出願を促している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 授業料負担の重さから、奨学金の給付は大学院学生への経済的支援として益々重要性を増しているが、予算上の制約ゆえに、対象者は限られている。また、博士後期課程進学者・在籍者にとって日本学術振興会特別研究員制度は大きな助けとなるが、採用への道が厳しいのが現状である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学生の経済的支援は不可欠な制度であり、とりわけ、博士論文執筆に安心して取り組める環境を作り上げるために、後期課程在籍者に対する経済的支援の充実が重要な課題であるこ

とから、研究科委員長会議を通じて、機会があるごとに支援の充実を要求していく。

- 日本学術振興会特別研究員の採用者数が増加するよう、博士前期課程・後期課程の新入生ガイダンスにおいて、この制度の存在とその準備を周知するとともに、出願前には、説明会を開催するなどしてこの制度の利用を促していく。

2. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

(2) キャリア支援に関する組織体制の整備状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、大学院として文系大学院の学生を主たる対象としてキャリアセンターの協力を得て毎年秋に実施している就職セミナーを柱とし、それとは別に研究科や専攻として以下のような取り組みを行っている。以下はその一事例である。

- ① 公募情報は専攻等掲示板に貼りだして学生に周知し、希望者に対しては個別に指導する。
- ② 教員に直接情報が届いた場合は、該当する研究分野の学生に応募を勧める。
- ③ 学生を専攻等の同窓会組織に参加させ、修了者（有職者）との情報交換に努める。
- ④ 学生を学会組織の研究会や大会に参加させ、修了者（有職者）との交流・情報交換を行う機会を作る。
- ⑤ 修了者（有職者）にオブザーバーとして授業に参加してもらい、学生と討論させる。
- ⑥ 全体として、学生は公募情報や修了者との交流を基に就職口を探すという、自助努力を併せて行っているケースが多い。

大学院レベルの修了者の就職先はある程度限定され、しかも各自の専門性が活かせることが望ましく、特に博士後期課程在籍者に対しては学会組織での活躍が研究者としての職を得るのに不可欠であることを考慮すると、現行の進路選択に関わる指導について適正ではあるが、工夫の余地はあるといえる。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究者、企業への就職、教員、公務員等、学生の進路に応じたキャリア指導が体系的に展開できていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 「博士前期課程に入学した段階から、修了後の進路を意識させるよう、ガイダンスの機会等を利用して説明を行っていく。就職を目指す学生には、キャリアセンターの協力を得ながら就職活動への円滑な移行が可能なよう情報提供に努めていく。就職であっても、研究者志望であっても、大学院学生が現に取り組んでいる研究テーマの意義（社会との関わり）について、より深く認識させるようガイダンス等では説明していく。」ことを継続している。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 入学次のガイダンス、キャリアセンターによる就職希望者向けのキャリアセミナーについては継続して取り組みを行っている。とりわけ、キャリアセミナーにおいては、大学院学生と

しての強みを活かす就職活動について、キャリアセンター職員や必要に応じて修了者等の協力を得ながら実施しているほか、外国人留学生のみを対象とするセミナーも実施している。

なお、正課内での取組みに向けては、社会で活躍していくために必要な能力（汎用的な専門能力）を大学院での研究活動を通じて身に付けることを目的とする科目をオープン・ドメイン科目等に設置することについて検討を開始している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

法学研究科

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

2016年度における休学者は、博士前期課程0名、博士後期課程15名である。博士後期課程における休学の主な理由は、在学年数満了、勤務上の都合、一身上の理由等となっている。また、2016年度の退学者（除籍者含む）は、博士前期課程2名、博士後期課程4名である。退学の主な理由は、就職、在学年数満了等となっている。

学生に対する経済的支援の側面をもつ制度として、本学法学部において任期制助教制度を導入した。この制度は本学法学研究科在籍学生を対象として、博士論文執筆を促す制度であり、2017年度は2名を採用し、2016年度からの継続者が2名である。こうした制度を設けることにより、学力、研究能力に優れながら、経済的困窮している学生には退学を回避することが可能となることが期待されている。

留年者の把握は、修了に必要な単位を修得済みまたは修得見込者について、修士論文題名届により修学延長者として把握し、また、修了単位不足者については、指導教授と連携しながら1人1人の修学延長理由等を把握している。また、修学延長者については、修学延長者を対象とした学費減免制度の適否判断作業を通じて、留年年次における修了見込み判定を行い、必要に応じて履修相談を適宜行うなどして、修了への導引を図っている。休学・退学者については、所定書式による届出が必要であり、研究科委員会における了承を得なければならない。また、休学・退学の理由も添える必要があることから、休学・退学者の状況把握ができるようになっている。なお、その状況把握において、特段の事情把握を必要とする場合は、当該者の指導教授との情報共有をし、状況に応じた対応措置を採る場合がある。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

法学研究科では、博士前期課程民事法専攻、国際企業関係法専攻において、専門分野における基礎的な研究方法に不安がある学生のために「研究特論」（4単位）を設け、研究の方法論の基礎を身に付けることができるよう配慮している。また、より汎用性ある論文作成の基礎的な技法については、研究科間共通科目（オープン・ドメイン科目）として、「アカデミック・ライティングの方法と実践」を学ぶことができる。専攻を超えて学ぶことができる共通科目には、専門分野での外国語運用能力に不安がある者も学ぶことができる、学部レベルと大学院レベルを架橋する英語による授業科目等を設置し、その他に法律系ではリーガル・リサーチに関する基礎科目等を設けて専門分野の授業を円滑に受講できるように図っている。

このほか、正課外における支援体制としては、ライティング・ラボを全学として設置しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けたチューターによる学術的文章の作成支援を行っている。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

法学研究科では、障害のある学生の受入れ実績がないが、障害者差別解消法に則し、受入れに際しては当該学生の状況を勘案し、指導教授を中心として修学支援措置を取ることとなる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

日本語学修及び学生生活支援を目的とした外国人留学生チューター制度を有しているが、2016年度の大学院全体利用者は1名であるところ、法学研究科での利用者は0名であった。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用状況

学生生活に関しては学生部等により、様々なアンケート調査が行われており、こういった各種アンケートの中で出された意見や指摘等は、研究科委員会でこれまで数回にわたって紹介されており、研究科の改革を検討する際の貴重な参考資料として利用されてきている。また、アンケートのほかに大学に対する学生からの意見の聴取手段としては、オピニオン・カードの制度があり、この制度を通じて学生はいつでも大学に対して意見・提案を行うことができ、またその回答結果についても一部はWebサイトで公表している。このような多様な方法での学生からの意見聴取制度は、相談室制度を補完するものとして位置づけられている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

経済学研究科

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

学生の休学や退学等の就学状況については、研究科委員会で報告され情報の共有が行われている。個々のケースへの対応については、プライバシー保護の必要もあり、指導教員が関わっているケースが多いが、まずは当該学生を呼び出し、不登校の原因について確認を行っている。学生の個別の事情等、プライバシーを含む問題でもあるが、毎年、少なからず休学や退学を余儀なくされる学生がいる。研究科委員会で、その事由や指導教授の説明を行う場合も時としてあるが、現状を把握し、経済的事情で対応が可能な場合については、個別に相談が可能かよう配慮している。なお、学生が精神的な問題を抱えている場合には、学生相談室と連携し、専門のカウンセラーによる対処を行う仕組みとなっている。

[表7-Ⅱ-1 休学]

休学事由/年度	前期課程				後期課程			
	2016	2015	2014	2013	2016	2015	2014	2013
進学意欲の低下	0	0	0	0	0	0	0	0
進路変更(進学)	0	0	0	0	0	0	0	0
進路変更(就職)	0	0	1	0	0	0	0	0
経済的困窮	0	0	0	0	0	0	0	0
学力不足	0	0	0	0	0	0	0	0
身体疾患	0	0	0	0	0	0	0	0
心身耗弱	0	1	0	0	0	0	0	0
海外留学	0	1	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	2	2	2	2
合計	0	2	1	0	2	2	2	2

各年度5月1日現在の数

[表7-Ⅱ-2 退学]

退学事由/年度	前期課程				後期課程			
	2016	2015	2014	2013	2016	2015	2014	2013
進学意欲の低下	0	0	0	0	0	0	0	0
進路変更(進学)	0	0	0	0	0	1	1	0
進路変更(就職)	1	0	2	0	0	0	0	1
経済的困窮	1	0	0	1	1	0	0	2
学力不足	0	0	0	0	0	2	2	0
身体疾患	0	0	0	0	0	0	0	0
心身耗弱	0	0	0	0	0	0	0	0
海外留学	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	2	3	1	2	0
合計	2	0	2	3	4	1	0	3

各年度末の数

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

基礎的な学修に関する支援としては、基本科目の中で経済学の基礎的な知識を必要とする社会人や外国人学生に対して経済学実習科目(ミクロ経済学、マクロ経済学、計量経済分析)を設け、経済学研究科における学修に必要な知識の獲得に向けたサポートを行っている。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

経済学研究科では、障害のある学生の入学が決定した時点で、他の学生に支障がない範囲で授業教室の配置を変更したり、車いす用の什器を設置したりするなどしている。

ハード面における支援としては、最低限必要な設備を適切に整備しているが、多摩キャンパス2号館における教室等の上下間移動には、階段及びエレベータ(3基)を利用することになり、混雑時のエレベーター利用が障害者にとっては必ずしも容易ではない可能性もある。また、自動開閉式ドアが校舎入口(出口)の一部に設置されているが、校舎入口(出口)や教室入口(出口)については手動ドアの部分が多く、車椅子を使用している場合には単独でドアを開閉するのが困難なケースもある。

一方、ソフト面における支援については、入学試験時の時間延長や付添人入室許可等の配慮を実施している。また、授業時においては、個々の授業担当者が当該学生の修学に関し、可能な範囲で工夫や支援を行っている状況である。

また、年に一度、院生で組織する院生協議会と委員長が懇談する機会を設け、学生の要望に耳を傾ける機会を必ず設けている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

経済学研究科では、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、「外国人チューター制度」を設けており、年間3名までのチューターを雇用し、希望する外国人留学生に対して支援を行っている。このほか、外国人留学生への研究支援については、2011年度より外国人留学生の日本語文章作成力・表現力の向上を目的としたライティング・ラボを設置し、留学生の研究を行うためのリテラシー力の強化を図っている。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

研究状況・講義等に関する学生アンケートを通じて学生のニーズを把握している。それ以外に院生協議会による大学院独自の学生生活に関する満足度のアンケート調査等も行っている。経済学研究科ではこうしたアンケートの結果を活用し、当該アンケートを通じて寄せられた要望の中から実現可能なものを随時実施している状況である。また、学生アンケートについては、学生に対し、単に要望を出すだけではなく具体的なアイデアや工夫の案についても聴取するようにしたところ、これまで学生目線での改善案が複数提出され、これに基づく改善がなされている。

具体的な改善成果としては、経済学を学修する上で基本的に習得すべき科目の時間割についての改善が挙げられる。学生アンケートによって演習と時間割が重複しており履修できないとの要望が寄せられたことに対し、翌年度からは入学生全ての指導教授担当科目と基本科目の時間割配置に留意・調整を行ったところ、ほぼ全員が基本科目を習得できることになった。その結果、基本科目の履修者数も大幅に増え、学生が大学院で学修する基本的な学力を習得する機会を付与できる環境を整えられた。

また、学生の情報自習室に関して、清掃、文具の補充を含め、月に数度PC備品を大学院側が定期点検しているが、学生からのアンケートから定期的に点検をしてほしいとの要望があった。このことに関して点検状況を説明したところ、学生から点検チェック表を作成し情報自習室内に掲示することを提案された。その結果、学生にも点検状況が伝わり、学生側にも大学院側にとっても好ましい状況となった。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 学生アンケートで出された学生の意見を通じて、時間割重複の解消や情報自習室の環境改善がなされるなど、学生目線での改善案が実を結んでいる。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き、学生アンケートでは、単に要望を出すだけではなく具体的なアイデアや工夫の案についても聴取するようにし、出された提案に基づいた改善活動を進めていく。

商学研究科

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

博士前期課程の留年者については、毎年6月上旬に提出を求めている修士論文題名届と、

毎年1月上旬に提出を求めている修士論文の有無によって把握している。2017年度の留年予定者は0名の見込みである。博士後期課程の留年者については博士学位請求論文の提出有無によって把握している。標準修業年限を超えて在籍している者は、2017年度は8名である。これらの学生には指導教授を通じて博士学位請求論文の執筆が促される。

他方で、2016年度における休学および退学の状況については、それぞれ以下に示す通りである。

- 休学者：博士前期課程0名、博士後期課程5名
主な休学の理由は、学生の「就職」であった。
- 退学者：博士前期課程0名、博士後期課程2名
主な退学の理由は、「学力不足」であった。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

博士前期課程では学生に補充教育が必要であると指導教授が判断した際、本学商学部が開講する科目を聴講することを認めている。そのほか、少人数教育であることを活かし、主に演習を通じて学生に補習が必要であるときに指導を行っている。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生が入学を希望したときには、研究科委員長のもとで個別に対応し、可能な措置を講じることとしている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行う、外国人留学生チューター制度を設けているが、2017年度に商学研究科の利用者はいない。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

学生生活に関する満足度アンケートについては、商学研究科としては実施していないが、大学院FD推進委員会が主体となり、2007年度から毎年学生を対象に実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。また、同様のアンケートは学生によって構成される商学研究科院生協議会が商学研究科学生全員を対象に毎年実施している。その結果は報告書や要望書としてまとめられ、商学研究科委員長と商学研究科院生協議会執行部との会見の際に報告があり、様々な改善要求をめぐって意見交換がなされている。2016年度にも7～8月にかけて院生協議会との意見交換が行われた。意見交換を通じて大きく改善が進んだ直近の事例としては2013年に行われた情報自習室設備のリプレイスがある。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 学生との協議会においては、学生側がとりまとめた要望が率直に伝えられ、学生が抱える諸問題を共有できる貴重な機会となっている。その一方、要望に応じられないケースでも大学側の事情を真摯丁寧に説明することで、相互理解につながっていると考えている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 今後も院生協議会を通じ、学生からの意見聴取と協力関係の構築に努めていく。特に、複数の研究科に共通する事項については、合同開催により、課題に係る認識共有の促進や協議会運営の効率化を図っていく。

理工学研究科

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

学生の休学や退学等の就学状況については、研究科委員長、各専攻の連絡委員に報告され情報の共有が行われている。2012年度では、博士前期課程の休学7名／退学10名、博士後期課程の休学9名／退学8名、2013年度では、前期課程の休学10名／退学12名、後期課程の休学9名／退学4名、2014年度では、前期課程の休学8名／退学12名、後期課程の休学9名／退学なしとなっている。2015年度では、前期課程の休学13名／退学12名、後期課程の休学9名／4名、2016年度では、前期課程の休学15名／退学15名、後期課程の休学4名／退学4名となっている。休学の理由としては、博士前期課程では「疾病」や「留学」が多く、博士後期課程では「勤務上の都合(就職含む)」が最も多い。一方、退学の理由としては、博士前期課程、後期課程ともに「勤務上の都合(就職含む)」が多くなっている。例年前期の履修登録時に、登録を全く行っていない学生に対して事務室から個別に連絡をし、履修登録をするようにしている。中には休学・退学を考えて履修登録をしないでいる学生もおり、その場合は必要に応じて履修指導や学生相談を行っている。なお、学生が退学の意思を自身で固めている場合には、学生相談を行った場合においても退学を取り消す等の事例は殆どないが、特に休学の場合には、これまでの単位修得状況を確認した上で、復学後の履修計画や学費の支払いについて、相談・サポートできる機会となっている。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

理工学研究科では、補習・補充教育に関して、現在のところ特に実施していない。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

現状においては特別な支援を必要とする障害者は在籍していないが、障害者が入学した際には、学修支援を含め教員や理工学部事務室スタッフによる個別の支援を行っていくことになっている。

なお、施設面での配慮の状況については、本項目に係る理工学部の記述をご参照いただきたい。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

2012年度から、理工学研究科においても留学生の日本語サポートや学生生活について指導・助言するチューターの採用を一部で開始している。現状、組織的なチューター育成制度

について有していない状況であるが、チューター同士が情報共有することにより、留学生のニーズにあったサポートを行えるよう工夫している。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

研究科独自の学生生活に関する満足度のアンケート調査は行っていない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

理工学部・理工学研究科の学生に対する進路支援は、キャリアセンター理工キャリア支援課が担っている。年5回の進路・就職ガイダンスのほか、自己のスキルアップを目的とした「就活塾」や業界企業の理解を目的とした「OB・OG交流会」、「業界職種研究会」、「学内企業セミナー」、「公務員・教員セミナー」の開催、インターンシップ等、様々なかたちで進路選択に関わる指導を行っている。

(2) キャリア支援に関する組織体制の整備状況

理工学研究科における就職支援活動は、キャリアセンターの支援を中心に理工学部学生向けのものと同様、適切に取り組まれている。キャリアセンターの基本的な活動は全学ほぼ同じであるが、理工学部・理工学研究科固有の方式である学校推薦制度の名残として、「就職委員会」がある。これは、各学科・専攻の教員（就職委員）が、キャリアセンターと連携し、学生の就職相談、企業の人事担当者などとの面談、さらに学校推薦者の選定等を行う組織で、理工学研究科の学生の就職に有効な組織として機能している。

[表7-Ⅱ-3 応募形態別 就職決定者数(2017年3月卒業・修了者)]

応募方法	学部学生	大学院学生
自由応募	476	129
自由応募（推薦書提出）	61	28
学校推薦	61	83
教員推薦	0	0
縁故	0	0
合計	598	240

2017年3月卒業者については、採用活動の開始時期が3月であり、面接選考の開始時期が6月であった。しかし、実態は6月以前に選考が進み、最終的な合否発表を行う企業も多く見受けられた。このことにより、企業研究をする時間が限られ、選考の流れに乗れない学生も見受けられた。2018年3月卒業者については、面接選考の開始時期が6月であったが、前年度の採用の反省から多くの企業は3月の採用活動開始を皮切りに、選考を開始した。内定出しのピークは5月の連休前後である。このような当初の予定と異なる企業の動きに対しても、多方面から情報を収集し講座等を実施することで、早期から業界企業理解に関する講座を実施するなど対応をしていった。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

文学研究科

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

学生の休学や退学等の就学状況については、研究科委員会で報告され情報の共有が行われている。また、休学・退学に先立って事務室に話があった場合は、指導教員と相談しながらよりよい方向に進むよう相談に応じている。

なお、ここ3年間の休学者・退学者の数と主な理由は以下のとおりとなっている。

[表7-II-4 休学]

	前期課程			後期課程		
	2017	2016	2015	2017	2016	2015
疾病						
留学		1			2	2
在学年数満了				3	1	
博士課程単位取得 (修業年限終了)					8	3
経済的理由	3			2	2	1
家庭の事情						2
就職			1			1
勤務上の都合					2	2
一身上の理由	1				1	1
修学中断						
修学放棄						
その他				1		1
合計	4	1	1	6	16	13

各年度5月1日現在の数

[表7-II-5 退学]

	前期課程			後期課程		
	2016	2015	2014	2016	2015	2014
疾病	1			1		
留学						
在学年数満了			1	1	6	1
博士課程単位取得 (修業年限終了)				1	4	3
経済的理由	1	1	2			1
家庭の事情			1	3		
就職	2	1	1		3	4
勤務上の都合				1		3
一身上の理由	1	2				
修学中断						1
修学放棄			1			
その他						
合計	5	4	6	7	13	13

博士後期課程において、休学事由として「博士課程単位取得（修業年限終了）」が他項目に比して数が多い理由は、休学して博士論文を執筆する者が含まれているからであり、後期課程の退学事由の「博士課程単位取得（修業年限終了）」が他項目に比して数が多い理由は所定在学年内に博士論文を提出できずに退学するいわゆる「満期退学者」を含んでいるからである。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

補習・補充教育が必要な学生に対しては、専ら指導教員が個別相談・指導を行ったり、必

要な学部等の科目の聴講を促して必要な学力を得させたりしている。このほか、2016年度から「特別指定科目」を設置し（第5章「教育内容・方法・成果」にて詳述）、研究の遂行に必要な基礎的知識や学際的知識、外国語でのコミュニケーション能力等の修得に配慮している。

（3）障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者、指導教員、所属専攻、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることがわかっている場合には、入学試験の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。入学後については、施設設備面では頻繁に利用する2号館・3号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席、文学部事務室に臨床心理士をキャンパスソーシャルワーカーとして配置したりするなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する教員個人レベルでの取組みは多様であるが、本学では、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために外国人留学生チューター制度を設けている。なお、文学研究科におけるチューターを利用した学生は、2013年度5名、2014年度2名、2015年度4名、2016年度2名、2017年度名2名と少数に留まっている。これは、外国人留学生受入数が年間10名前後と少数であること、及び留学生入試にあたっては日本語能力が問われることから、日本語能力が比較的高い留学生が入学していることが背景にある。

（2）学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

大学院学生を対象にした全学アンケートは実施されていないが、大学院FD推進委員会が主体となって学生を対象に2007年度から実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎にFD推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、教務委員会、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

総合政策研究科

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

学生の休学や退学等の修学状況については、研究科委員会で報告され情報が共有されている。学生が休学や退学を申し出る場合には、所定の様式で大学院事務室へ提出することになっており、休学事由や退学事由を記述する様式となっているため、状況把握が可能となっている。なお、2016年度の休学者は博士前期課程・1名、博士後期課程・4名であり、理由は様々である。退学者については、博士前期課程・0名、博士後期課程・2名であり、退学理由は勤務上の都合、修学中断によるものである。

また、修学延長者について、博士前期課程においては修士論文の題名届の提出状況や中間発表会への参加状況等で把握を行うことができる。また、修学延長を希望する場合には、修士論文題名届または修士論文題名変更届にその旨を記載することになっており、届出には指導教授と相談し押印を受けることとなっている。博士後期課程については、毎年度の研究計画書及び研究状況報告書の提出により、修学延長生の就学状況の把握が行われている。また、課程博士学位候補資格認定試験に合格しないと博士学位論文の提出ができない仕組みになっているため、修学延長者の状況把握は一定程度できている。修学延長者については、必要に応じて指導教授と大学院事務室の担当職員が連携をとり、修了へ向けた対応を行っている。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

現状においては、研究科として補習・補助教育に関する支援は特に行っていない。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生は現時点では在籍していないが、以前に在籍していた際には、対象者の入学時点で研究科委員長のもとで協議を行い、当該学生に応じた支援措置を講じている。具体的には、本人が車で通学できるように各部署と折衝し駐車場の確保を行うことや指導教授による研究指導について、通学の負担を軽減する目的で、履修科目の授業日に合わせて行うなどの措置を行った実績があり、学生の状況に応じた適切な対応が行われている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留學生活についての指導及び助言を行っている。また、外国人留学生に対する日常的な日本語指導は、「中央大学大学院外国人留学生チューター制度」に基づき、本学大学院に在籍する学生が担っているほか、指導教授の個人的レベルでも行っている。総合政策研究科においては、近年、入学者に占める外国人留学生の割合が高くなっているが、一定水準以上の日本語運用能力を有している学生がほとんどであることから、チューター制度の利用実績は多くない。2015年度は研究生1名が利用しているが、2016年度は利用実績がなかった。また、外国人留学生のアカデミック・ライティングをサポートについてはライティング・ラボにて支援を行っている。

(2) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

研究や教育面を別にして、大学院学生を対象にした学生生活に関する全学的アンケートは実施されていない。現状では研究科委員長と学生との意見交換の場を不定期ではあるが行っている。この意見交換によって、総合政策研究科院生協議会が発足し、院生研究室の確保、掲示板の設置などについてより具体的な議論が進められている。また、研究状況・授業等に関するアンケートにおいて、施設・設備関連を含めた要望の把握を行っている。2015年度には、総合政策研究科院生協議会による総合政策研究科委員会との直接交渉の末、学生共同研究室備え付けのPC及びプリンタについて実験実習料を利用したリプレイスを行った。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

国際会計研究科

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

2016年度前期の休学者数は3名、後期は1名、退学者は前期0名、後期1名であった。また、修学延長生は前期1名、後期1名であった。休学理由の主なものとしては、転勤をはじめとする勤務上の問題等が挙げられる。退学の理由は、業務上の都合というものであった。修学延長生については必要に応じて国際会計研究科事務課が相談や履修上のアドバイス等を行っている。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

国際会計研究科においては、多様なバックグラウンドや職業観をもつ学生に配慮して、不足する知識を補い、基礎科目群、及び発展科目群を履修する準備とするために、正課において下表のとおり導入科目群、及び任意科目を設置し、必要に応じて学生への履修を促している。

[表7-II-6 導入科目群及び任意科目一覧]

科目群	科目名	単位
導入科目群	IFRS I	4
	財務会計概論	4
	計量分析入門(統計)	4
	マネジメント・セオリー	4
	職業倫理	2
任意科目	English for Business I (Pre-Intermediate)	2
	English for Business II (Pre-Intermediate)	2
	English for Business I (Intermediate)	2
	English for Business II (Intermediate)	2
	財務会計入門	4
	管理会計入門	4

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

国際会計研究科においては、身体に障害のある者の入学例はないが、施設・設備の充実を中心に支援体制の整備に努めている。具体的には、該当者には申請により自動車通学を認めることとしているほか、玄関からエレベーターまでの間には段差が存在せず、ストレス無く教室まで行けるよう車椅子利用者にも配慮している。また、エレベーター2基のうち1基については車椅子利用者に対応したものとなっているほか、障害者用のトイレも設置するなど

して、身体に障害のある者に対しても、安心して教育を受けられる機会の確保に努めている。

なお、今後、支援が必要な学生が発生した場合には、本人の状況を確認した上で施設面以外の支援策も含め、どのような支援が必要かということについて運営委員会で協議し、教授会に諮ることになっている。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

学費等の経済面における支援については、創立 125 周年記念専門職大学院特別貸与奨学金の制度を設けているほか、日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。創立 125 周年記念専門職大学院特別貸与奨学金は、本学が創立 125 周年記念事業の一環として、「世界で通用する高度専門職業人教育の充実」を掲げ、国際会計研究科の設立時に主として社会人学生の学費負担の軽減を目的として設立したものであり、その貸与額は在学料相当額（期毎 50 万円、無利子・無担保）を限度として、在学中に 4 回を上限に合計 200 万円を限度とした貸与が可能であり、返還期間は修了後 10 年間とする研究科独自の制度である。奨学金に関連した相談に対しては、国際会計研究科事務課が対応しており、期毎に全学生に対してメール、C plus、掲示板を通じて周知を図り、希望者に募集要項を配付している。

また、学費の減免措置として、学則、及び専門職大学院に関する特別措置規則に基づき、修学延長生を対象として一定条件を満たしている者に、在学料の半額を減免する措置を講じている。なお、休学者については、在学料・施設設備費を全額免除としている。さらに、国際会計研究科は厚生労働省所管の教育訓練給付施設に認定されており、条件を満たしている学生については、この制度を利用できる仕組みとなっている。2012 年度から 2016 年度における日本学生支援機構奨学金、特別貸与奨学金、修学延長生の学費減免制度、及び教育訓練給付制度の申請者数については、下記の表 7-Ⅱ-7～10 の通りである。

[表 7-Ⅱ-7 日本学生支援機構奨学金申請者数]

年度	2012	2013	2014	2015	2016	合計
人数	6	3	0	1	1	11

[表 7-Ⅱ-8 特別貸与奨学金申請者数（予算年度毎に集計。人数は延べ人数）]

年度	2012	2013	2014	2015	2016	合計
人数	74	61	48	23	14	220

[表 7-Ⅱ-9 修学延長生の学費減免制度申請者数（人数は延べ人数）]

年度	2012	2013	2014	2015	2016	合計
人数	0	1	0	0	1	2

[表 7-Ⅱ-10 教育訓練給付制度申請者数]

年度	2012	2013	2014	2015	2016	合計
人数	6	10	4	5	5	30

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

学生の心身の健康に関する相談や助言、支援については市ヶ谷キャンパスに中央大学保健センターの分室があり、職員が常駐している。開室時間は、月～金 12:00～17:50、土 10:00～11:50 であり、日曜は休みとなっている。学生相談に関連して、保健センターで対処できない場合には、同キャンパス内の専門職大学院学生相談室がそれを扱っており、専門職大学院学生相談室運営委員会委員として国際会計研究科から専任教員 1 名が各種相談に対応している。なお、保健センター、及び学生相談室には医師またはカウンセラーがいるほか、緊急の場合には近隣の医院との連携をとる体制となっている。

(2) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

国際会計研究科においては、外国人留学生の受け入れに関する入学試験等の特別な制度は設けておらず、日本人と同じ入学試験制度の中で日本語能力等、専門職大学院のカリキュラムに対応できると判断できる限り区別なく受け入れており、特別の支援は行っていない。

(3) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

施設・設備や学生生活支援に係る満足度、及び意見・要望については、在学生に対して毎年実施する学修環境に関わるアンケートのほか、修了者に対して課程修了時に実施する修了生アンケートを通じて聴取しており、これらについては、FD 委員会や自己点検・評価委員会にて検証し、活用している。具体的には、修了生アンケートへの記載内容を受けて、「ケーススタディー（企業研究）」や「プロジェクト演習」等の授業において、アンケートに記載された内容に留意して実施方法を見直している（実際の企業を対象とするグループ以外に、テーマを設定して演習を行うグループを設置するといったことを試みている）ほか、記載のあった授業担当教員に対して個別に授業方法を聴取し、改善案について提案している。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

(2) キャリア支援に関する組織体制の整備状況

国際会計研究科事務課の職員にはキャリアカウンセラーの有資格者もおり、学生の求めに応じて就職相談を受け付けている。なお、すでに仕事に携わっている社会人を対象としたキャリア支援は特段行っていないが、専任教員による個別の指導、助言のほか、学生相談室においても、この点も含めて幅広く相談を受け付けている。このほか、企業と繋がりをもつ実務家教員や、さまざまな分野で活躍している修了生によるネットワークを活用しながら、学生の相談にも対応している。さらに、会計大学院協会の協力を得て、監査法人へのインターンシップを実施している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

法務研究科

1. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

(1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

2017年5月1日時点での在籍者数、退学者数、休学者数は以下の表の通りである。

[表7-II-11 学生数の推移]

	2017年度					
	入学定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
N-3年度以前の入学者		10		9	5	9
N-2年度入学者	270	57	0.21	15	12	14
N-1年度入学者	240	185	0.77	5	5	18
N年度入学者	240	128	0.53			
合計	750	380	0.51	29	22	41

[注] 1 合計には「収容定員」を記載している。「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。

2 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院学生の在籍数をいう。

3 上記表では、N年度とは評価実施年度、N-1年度とはその前年度、N-2年度とはその前年度の入学者をそれぞれ指す。休学、留学等でさらにその前年度の入学者がいる場合は「N-3年度以前の入学者」の欄に在学者数のみ記入している。

4 「B/A」欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示している。

5 退学者数、休学者数は、昨年度実績とする。なお、除籍者は退学者数に含むものとする。

6 留年者数は、進級制限がある場合において、前々年度、前年度の入学者のうち進級できなかった者の人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含めていない。

本法務研究科においては、各年次に進級する際に進級判定制度を設けている。1年次から2年次の進級では、2015年度までは毎年約12%、2016年度は約23%の学生が留年者となり、1年次に原級留置となっている。2年次から3年次の進級では、2015年度までは毎年約7%、2016年度は、約6%の学生が留年者となり、2年次に原級留置となっている。留年となった学生には、教材を個別に配布し、履修指導を行っている。

休学者・退学者については、毎年、一定数存在する。主たる理由は、休学については多くが学習面での不安(授業についていけない等)、退学については学費支払い等の経済事由や予備試験合格による司法試験合格となっている。

休学者・退学者を防止するための措置としては、出席管理に特に力を入れている。休学・退学する学生の兆候として、授業を欠席する傾向があるため、必修科目・選択科目ともに教員を通じて学生の出席状況を確認し、欠席回数が多い学生に対しては、ヒアリングを行って学生の動向を確認している。出席調査をすることで欠席事由が把握できる。学習面で問題を抱えている学生に対しては、クラス・アドバイザーや、オフィスアワー制度の中で教員が今後の学習の進め方等を指導し、改善に向かうケースもある。経済事由の面では、外部奨学金を紹介するなどしている。また、状況によっては学生相談室とも連携の上、対応している。

(2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

授業担当教員(専任教員及び非常勤教員)がオフィスアワーを設定して質疑の機会を設けていることに加え、法務研究科を修了した若手弁護士を中心とした実務講師によるフォロー

アップの機会が設けられ、学生は授業時間以外に学修アドバイスを受けることが可能な体制となっている。

また、2014年8月より継続的な補習教育の一環としてCLS eラーニングシステムを導入している。当該システムは、基礎知識養成システムと起案力養成システムから構成されている。基礎知識養成システムは、過去10年分の司法試験択一問題の演習を、複数の出題形式で自学自習することが可能となっている。起案力養成システムは、学生が個々に起案した内容について相互評価したり、教員から指導を受けたりすることが可能な環境がさらに強化、推進され、2015年前期期末試験より全必修科目でこのシステムを活用している。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する支援については、出願前に来校してもらい、教務委員長及び入試・広報委員長が面談し、障害の状況及びキャンパス内の施設・設備への対応状況を確認し、実際に入学した際にはその状況に応じて必要な修学支援を行っている。

修学上の支援の事例として、学期末試験において、対象となる学生の障害の種類及び程度に応じて、試験時間の延長、別室受験及びPCや拡大鏡の使用を認めていることがあげられるほか、施設面の配慮として、法務研究科が所在する市ヶ谷キャンパスのバリアフリー改修を概ね完了させており、該当者には申請により自動車通学を認めるなど、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めている。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

1) 法務研究科独自の奨学制度の創設と運用

法務研究科では、開設時より独自の奨学制度である「中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度」を設け、多様で優秀な人材が法科大学院における法曹養成のプロセスに参加し、学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している。

具体的には、入学者選抜における成績優秀者を対象にした学費全額相当及び学費半額相当の奨学金（第一種、第二種奨学金）の給付を受給している者は、2016年度において、全法務研究科学生の33.0%である。加えて、初年度に奨学金を受給できなくとも、入学後一定期間（1年間）の学業成績優秀者には、学費半額相当額を給付する第三種奨学金が用意されている（2016年度支給実績50人）。

また、以上のいずれの奨学金も受けていない者については、政府からの学生支援のための補助金を基にした第四種奨学金を用意しており、2016年度は1人あたり24万5千円を支給している。よって、原則として在学学生全員が毎年度給付奨学金を受けることとなっている。

さらに、学生への支援の一層の充実・強化を図るため、以上の給付奨学制度に加え、中央大学法曹会（中央大学出身の先輩法曹）の篤志による「中央大学法曹会奨学金」を設け、毎年度、法曹として将来活躍が期待される在学学生20名程度に対して、1人あたり30万円を給付している（2016年度は21人）。

2) 本学の全学的な奨学金制度の援用

地震等の災害によって学生の実家が罹災した場合等には、本学の全学的措置である経済援助給付奨学金を援用した経済的支援が実施されている。

また、国際的な法曹を育成することを目的として、英米法をはじめとする外国法に係る

学修及び研究を奨励するために増島記念給付奨学制度が新たに設けられ、2016年度に法務研究科学生5人が受給した。なお、給付対象は本学法学部、法学研究科及び法務研究科の在学学生となっている。

3) 民間団体による奨学金制度

法務研究科においては、在学学生に対して民間団体による奨学金（主に給付）の案内・募集を積極的に行っている。これらの団体の多くは法務研究科在学学生に対する推薦枠を設定している。

- ① 本学の推薦枠があるもの
 - ・公益財団法人千賀法曹育英会
 - ・公益財団法人日本法制学会「財政・金融・金融法制研究基金」
 - ・公益財団法人升本学術育英会
 - ・公益財団法人三菱UFJ信託奨学財団
 - ・東京白門ライオンズクラブ学術奨励賞
- ② 本学の推薦枠は無いが、採用実績があるもの
 - ・一般財団法人守谷育英会
 - ・公益財団法人末延財団

4) 日本学生支援機構の奨学制度の有効な活用

日本学生支援機構の奨学金のうち、無利子である第一種奨学金については、定期採用時に88人、有利子である第二種奨学金については、定期採用時に26人、臨時採用時に1人と全ての申請者が定期採用又は臨時採用時に希望金額どおりの貸与を受けている。（いずれも2016年度実績）。なお、修了等に伴って貸与が終了となった者の第一種奨学金の返還免除については、2015年度は全額免除が12人、半額免除が23人という結果である。

以上の通り、法務研究科では、他の法科大学院に類を見ないスケールの支援体制が採られているほか、これを補完するための各種奨学金制度も充実しており、これらは、有効かつ適切に機能している。

奨学金に関する情報提供にあたっては、学生が情報を把握してから、必要書類を準備するまでの時間を確保できるように十分な告知及び受付期間の設定を行っている。

本学独自の奨学制度である中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度については、本人からの応募により決定するのではなく、全対象学生の中から給付基準に基づいて決定することから、法科大学院事務課より奨学金の対象となる学生に対して直接採用通知及び必要書類を送っている。

その他、民間団体による奨学金制度については、掲示のほか、C plusを活用して募集要項及び申請様式を掲載するなど、迅速な情報提供を行っている。また、日本学生支援機構奨学金については、これらに加えて4月のオリエンテーションにて積極的に情報提供を行っている。

また、各種奨学金に関する事務は、法務研究科がある市ヶ谷キャンパスの法科大学院事務課において、研究科独自の奨学制度のみならず、民間団体による奨学金についても募集要項の配布、申込受付から推薦等に関する手続を行っている。

日本学生支援機構の奨学金については、本学全体の取りまとめを行っている多摩キャンパスの学生部事務室厚生課と法務研究科が置かれている市ヶ谷キャンパスの法科大学院事務課が連携し、市ヶ谷キャンパスにて募集要項の配布から申込手続までを行っている。

以上の通り、法務研究科においては、学生が容易に各種奨学金の情報を受信でき、かつ申し込み等の手続きを行うことができるような配慮が適切になされている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 法務研究科においては、入学試験の成績優秀者を対象にした奨学金（中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度第一種、第二種）、入学後の学業成績優秀者を対象にした奨学金（同第三種）のほか、これらの奨学金を受給していない者を対象にした奨学金（同第四種）を用意し、原則としてすべての学生が毎年度受給できる奨学制度を構築している。
- 学生の経済的負担の軽減や育英のため、在学生に対しては、法務研究科独自の奨学金に関する情報のほか、日本学生支援機構その他民間団体の奨学金に関する情報を掲示及びC plus を通じて積極的に提供している。この結果、日本学生支援機構奨学金については多くの者が利用しており、法務研究科に推薦枠のある学外奨学金についても、多数の学生が採用されている。

<問題点および改善すべき事項>

- 民間団体による奨学生の募集において、経済的に困難な学生や優秀な学生から多数応募してもらえよう、積極的な広報活動を推進していく。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き現在の奨学制度を維持しつつ、効果的な運用を行うことによって多くの学生の経済的負担の軽減を図り、継続的に支援の増強に努めることとする。また、民間団体による奨学金推薦枠の確保・拡大についても、継続的に働きかけを行っていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 他の法科大学院に類を見ないスケールの充実した奨学金制度を維持しており、学生の経済的支援については安定的に運用している。これら経済的支援の更なる増強のため、新たな民間団体の奨学金制度について調査しているが、今年度においては増加には繋がらなかった。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 法務研究科特別給付奨学制度は充実しているが、民間団体からの奨学金については3) 民間団体による奨学金制度で記述したとおり、在学生に対して案内・募集等を積極的に行っている。しかし、上記記述した制度で奨学金を受給しているのは15名程度しかなく、支援が不十分な状況であり、新たな民間団体から奨学金制度が必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学生への新たな奨学金制度情報提供のために、全学の奨学金業務を担っている厚生課とより綿密に連絡を取り合い情報提供してもらおうほか、法科大学院自ら奨学金制度について調査する。

2. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

(1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

本学では、専門職大学院に在学する学生が抱える学生生活上の諸問題に関する相談に対応するために、市ヶ谷キャンパスに専門職大学院学生相談室を設置している。同相談室は、2004年の法務研究科開設と同時に設置し、法務研究科の学生のほか、市ヶ谷田町キャンパスの国際会計研究科及び後樂園キャンパスの戦略経営研究科の学生も対象として対応を行っている。

1) 専門職大学院学生相談室の組織・設備

専門職大学院学生相談室の運営は、専門職大学院各研究科長、専門職大学院各研究科教授会から選出された専任教員、精神科医、又は臨床心理学に関する専門知識を有する者によって構成される専門職大学院学生相談室運営委員会が担当している。2016年度は1回開催され、相談室の運営に関する議案を審議するとともに、相談の現状及び今後のあり方等も議論した。

また、市ヶ谷キャンパスには、保健センター（市ヶ谷分室）が設置され、医師（内科医）、保健師、看護師等が配置されており、学生の傷病への対応のほか、相談室のインテーク・ワークという重要な作業を担っている。

実際の相談業務は、各研究科教授会から選出された専任教員である学生相談員と嘱託の精神科医及び心理カウンセラーが担当している。同相談室は、業務全般を統括する独立の施設を保有しておらず、現時点では、利用できる施設は、インテーク・ワークのポイントとしての1号館1階にある保健センター分室及び1号館5階にある学生相談室である。

2) 学生相談業務

同相談室において対応している相談事項は、日常生活上の問題から、修学・進路、学生生活に関するものと、心身の健康に関するもの（健康相談、精神衛生相談、性格・対人関係等）に二分されている。2016年度（2017年3月31日現在）の利用状況は、新規相談者数20（未修8、既修12）、再来相談者数151（未修48、既修103）である。2015年度については新規相談者数17、再来相談者数106であった。2016年度の相談内容は、健康43、精神衛生70、性格・対人関係58、その他0である。

メンタルに関わる相談については、2017年5月1日現在、精神科医2人（相談時間 毎週水・木曜日13時～16時30分）と、心理カウンセラー1人（相談時間 毎週月曜日13時～16時30分）が対応し、その他の事項については、各専門職大学院教授会から選出された教員相談員（法科大学院教授会からは6名）学生は保健センター市ヶ谷分室を通じて予約を行い、面談を行っている。

進路相談については、前述の教員相談員のほか、市ヶ谷キャンパス及び修了生自修施設のある市ヶ谷田町キャンパスに、法務研究科学生の就職支援専用窓口（リーガル・キャリア・サポート委員会事務局）を設置し、スタッフ4名を配置し、進路に関する相談を受け付けている。

(2) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

現在のところ、外国人留学生のための特別入試を実施していないことから、外国籍の学生

が入学した際にも、日本人学生と同様の生活支援を行っている。

(3) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

学生からの意見・要望を法務研究科の活動に反映させる仕組みとしてオピニオン・アンケートを実施している。このアンケートでは、授業のみならず学修環境全般（施設・設備・学修支援・事務体制等）に関する学生の意見や要望がC plus を通じて提出され、これらの声を項目別に集計して、関連部署に伝達して回答を求め、その内容を、学生自習室前掲示板に掲示して公表している。このアンケートに寄せられた意見と要望から、教室、自習室及び食堂等の改善が進んだほか、授業以外の学修支援に関する施策の立案と遂行に大いに役立っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

在学生及び修了生を対象にインハウス・ローヤーに関する企業説明会、検察官による講演会、公共政策ローヤーを目指す学生のための講演会、検察庁や裁判所の見学会といった、法務研究科の理念に即した多様な進路選択に係る行事を定期的で開催している。その他に就職動向を解説するセミナーのほか、法科大学院キャリア支援専属スタッフによる個別カウンセリング等を企画し実施している。また、直接的な就職ガイダンスではないが、在学生や修了生を対象に本学のOB 弁護士と様々な形で交流を持つ企画を実施し、経験豊かな現役弁護士の生の声を聞き法曹を目指す上で有益な情報が入手できる機会を作っている。

さらに2016年度については、入学直後の在学生を主な対象とした、法科大学院の過ごし方に関する講演会を開催したほか、第一線で活躍している実務家を招いての講演会、派遣検察官及び裁判官による企画を行い、学生におけるキャリア意識の醸成に努めている。

以上の通り、法務研究科の理念に即した多様な進路選択に係る行事を適切に実施している。

(2) キャリア支援に関する組織体制の整備状況

在学生を対象とするキャリア支援については法科大学院事務課がこれを担っており、C plus や掲示を活用した情報提供のほか、各種の進路選択に係るイベントを開催している。特に渉外系法律事務所の志望者の進路選択にあたり非常に重要な要素である最終学年在学生を対象とした主なサマークラーク情報の告知に注力しているほか、進路選択に係るイベントとして法律事務所、官公庁及び企業等による採用説明会、検察官による講演会、公共政策ローヤーを目指す学生のための講演会、検察庁や裁判所の見学会等の行事を開催し、多数の学生が参加している。また、修了者を対象とした就職支援については、全国の法律事務所及び企業からの求人情報を修了生向けC plus を通じて即日提供しているほか、在学生及び修了生のキャリア支援を目的とするリーガル・キャリア・サポート委員会を設けて、市ヶ谷キャンパス及び修了生自修施設のある市ヶ谷田町キャンパスに法務研究科学生の就職支援専用窓口（リーガル・キャリア・サポート委員会事務局）を設置し、専属スタッフ3名を配置して進路に関する相談を受け付けている。

また、法務研究科に所属する多様な法曹経験を有する数多くの実務家教員による指導と相

談に加えて、本学の特色ある仕組みの1つである実務講師によって実施する質問・相談コーナーが、個別的な学修についての助言のみならず、先輩法曹の立場から進路に関する種々の適切な助言を学生が受ける場となっている。実務講師は法務研究科においてきめ細かな実務教育を行うため特別に任用された実務法律家であり、授業の教材作成補助、レポートや起案文書の添削、授業に関する学生の質問対応、教員による指導の補充等、法務研究科における教育の補助にあたる者であり、2016年度は73名の弁護士が就任している。また、検察官や弁護士等による講演や法務研究科の同窓会による進路案内、相談が行われている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 個人面談スタッフを2名としたこと、リーガル・キャリア・サポートの企画の認知度・評判が向上したことが就職活動に対する意識につながり、イベント参加者数及び個人面談数が2014年度の延べ78件から2015年度は145件にほぼ倍増した。また、各種セミナーやイベントへの参加情報、面談情報、就職内定先等の個人データを一括して管理する学生カルテシステムを開発し、修了生と学生の情報管理を進め、また、OB・OGからの就職活動体験報告書を集める活動も新たに開始しており、組織的なキャリア支援が展開され、有効に機能している。

<問題点および改善すべき事項>

- 就職活動はある意味で情報戦でもあるにも関わらず、これまでの就職活動のノウハウが研究科に蓄積されていない。また、法科大学院学生の就職活動ノウハウは、市中には普及していないため、学生自ら収集するか、大学側で上手く情報提供をする必要があるため、個々の学生の就職活動体験をはじめとする就職活動情報を組織的に収集・把握し、多くの就職活動情報を蓄積する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 修了生に就職活動体験報告書の提供を積極的に依頼し、多くの情報を蓄積する。就職活動体験報告書の執筆有無についてもカルテシステムで管理する。全国最大規模の定員数を誇る本学において、多くの就職活動情報の蓄積が実現すれば、大きな強みとなりうる。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- カルテシステムは、バージョンアップを重ね、安定的に運用できる状態になっている。就職情報はもちろん、把握できている内定情報やOB訪問の受け入れ可否、就職報告書の有無といった情報も管理できるようになっている。また、エクスターンシップや各種イベントへの参加状況も管理しており、面談の際に属性情報として参考にすることができる。また、情報収集への対策としても有効な施策としては、2016年度に、インハウス・ローヤーズ・ネットワークを設立させた。このネットワークを利用して、2016年度に業界研究会を開催し、これまで対応できていなかった企業情報の提供というルートを確立できた。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 進路選択に係るイベント数は、2015年度比で31%増加させたが、参加者数は2015年度の延べ1,675名に対し、2016年度は延べ1,569名と減少し、イベント数を増加させた効果が十分に出ていない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 参加者数の減少は、学生に対してのイベント告知不足が原因の一つと考えられるため、C plus やポスター掲示、授業内告知などを通じて、より積極的に周知活動を展開する。

戦略経営研究科

1. 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

戦略経営研究科においては、休学・退学についての状況については、教授会で事由も含めて報告を行うことで把握している。

2016年度における休学者数は戦略経営専攻：7名、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻：6名、退学者数は戦略経営専攻：3名、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻：0名であった。休退学に係る主たる理由は「勤務上の都合」が大半を占めている。

戦略経営研究科は、いずれの専攻についても、主として有職の社会人を受入れ対象としている。そのため、学生が働きながら学修を継続して進めるための配慮として、戦略経営専攻においてはアドバイザー制度（1年次半期毎の面談を実施）並びに2年次におけるプロジェクト研究担当教員による履修相談・研究相談を、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては指導教員による半期毎の履修指導・相談の実施と1年次から3年次までの「研究指導」による研究指導を通じた学修支援をそれぞれ行っており、日常からの学生の状況把握や適切な学修指導を行うなどして休・退学の未然防止に努めている。

なお、2017年1月に、中央大学戦略経営研究科と関西学院大学専門職大学院経営戦略専攻企業戦略との間で「大学院履修交流に関する協定書」を締結した。このことにより、相手方大学院の授業科目が学べるようになった（一部科目を除く）。選択する科目により単位認定も可能であり、学びの範囲が広がることとなった。関西学院大学ビジネススクール（大阪梅田キャンパス）で履修する科目が本学の単位に換算されるため、出張、転勤等で関西方面へ赴任する可能性がある在学生の利便向上に資するとともに、勤務上の都合を理由とする休退学の減少にも一定の効果が得られる可能性がある。学生には、C plus 等を通じて制度の広報を行っているが、現在のところ利用希望の学生の申し出はない。2017年9月には、「イノベーションを学ぶMBAセミナー」（関西学院大学ビジネススクールとの提携記念）を実施する予定であり、当該シンポジウムを通じて本制度に係る周知が図れるものと考えられる。

（2）補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

両専攻とも、正課外における補習・補充教育は行っていない。

教育課程上の工夫としては、戦略経営専攻においては、経営分野以外の文系学部や理工系

の学部の卒業者等、様々な学修歴を持つ学生の知識レベルの底上げと学力の平準化を図るため、また、既に学修してはいるが相当の期間が経過したために、最新の理論、アプローチに対する知識を持たない者へのリカレント教育の科目として「共通基礎科目」を設置し、入門講義による導入教育を実施しており、その後に展開される各科目群における学修の進行が円滑なものとなるように配慮している。大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、「リサーチメソッド」において、博士論文を作成するにあたり必要となる研究能力の基礎を身に付けられるよう配慮している。

また、記述の通り、アドバイザー教員や指導教員を中心に学生の学修進捗度や講義内容に対する理解度を継続的に確認するための仕組みを導入しており、これによって各学生の抱える学習上の課題や疑問点を早期段階から解消し、学修に対する意欲低下を防ぐとともに、必要な知識を獲得する上で履修することが望まれる科目の紹介等を行っている。

(3) 障がいのある学生に対する学修支援措置の適切性

中央大学では、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づいて合理的配慮の提供を行っている。戦略経営研究科においても、身体に障害のある者に対しても、受験の機会が確保されており、施設・設備の充実や、学習や生活上の支援体制の整備に努めている。個別の支援については戦略経営研究科事務課が、学習指導、助言等については教員が対応する体制を取っている。

身体に障害のある者の入学例としては、視覚障害（視野狭窄）の学生が在籍した事例があり、本人の希望にそって、戦略経営研究科事務課より授業担当者に対して個別の配慮についての依頼を行っている。また、本人からの希望に基づいて、後樂園駅から後樂園キャンパス東門までの歩道ならびに東門前部分の点字ブロックの設置について、総務部ならびに都心キャンパス庶務課を通じて所管官庁の国土交通省に申し入れを行い、点字ブロック増設を実現している。

他方で、施設面における障害者への配慮として、中教室7教室のうち3教室については引き戸を採用し、教育上の効果で段差を設けている対面型教室を除いて全ての教室で段差がない構造となっている。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

戦略経営専攻では、研究科独自の奨学金制度として、返済義務のない「給付奨学金制度」と返済の義務のある「貸与奨学金制度」を導入している。

「給付奨学金制度」については、寄付金を原資に優秀な大学院学生の確保を目的として次の3種類に区分し、入学選考時の成績をもって入試・広報委員会において決定している。

奨学金制度については2016年度に見直しを行い、新たに第三種給付奨学金制度を創設したほか、2017年9月入学生から科目等履修生（プレMBA単科コース）を経て入学した学生に奨学金を支給することについて準備を進めている。今後は、戦略経営研究科における奨学金制度の全般の見直しを行っていく予定となっている。

特別給付奨学金 入学試験において極めて優秀な成績を修めた若干名に対して、入学金を除く学費相当額（年額155万円、総額310万円）について給付する。

第一種給付奨学金 入学試験において特に優秀な成績を修めた者（入学定員の範囲で入学試験成績の上位者若干名）に対して、年額100万円、総額200万円を給付する。

第二種給付奨学金 入学試験において優秀な成績を修めた者（入学定員の範囲で入学試験成績の上位者 50%を目安）に対して、上位 5%を目処に年額 50 万円、総額 100 万円、上位 6%～50%を目処に 30 万円、総額 60 万円を給付する。

第三種給付奨学金 在 student で優秀な成績を修めた者（1 年終了時で GPA3.5）に対して、30 万円を給付する。

貸与奨学金制度については、希望者全員を対象として「中央大学創立百二十五周年記念専門職大学院特別貸与奨学金」を設置し、在学料相当額を限度として、総額 250 万円まで貸し付けを行う制度である。特別給付奨学金以外の給付奨学金受給者も対象となり、返済期間は修了後最大 10 年間で無利子の制度となっている。このほか、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金も扱っている。

2016 年度においては、給付奨学金は特別・第一種・第二種・第三種合計で 78 名、特別貸与奨学金は 38 名が活用している。

他方、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、本学の制度である中央大学貸与奨学金、中央大学入学時貸与奨学金について、対象としているほか、本学大学院修士課程・博士前期課程・博士後期課程・専門職学位課程を修了し、本専攻に入学する場合には、入学金の全額、在学料及び施設設備費の半額を免除している。

以上のことから、戦略経営研究科における学生への経済的支援策は、優秀な学生の確保に加え、希望者全員に対して貸与の機会が確保されていることから、在 student が安心して勉学できる環境作りにおいて有効であり、適切であると言える。

また、各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供に関し、戦略経営専攻については、給付奨学金制度、貸与奨学金制度ともにパンフレット、Web サイト等の広報媒体において広報し、進学相談会、入試要項においても周知を行っているほか、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金については、入学時に募集の案内を実施している。加えて、給付奨学金制度については、入学者選抜の最終合格発表と同時に対象者に通知するとともに、貸与奨学金制度についても合格者全員に案内を送付し、その後は、各セメスターにおける応募時期に C plus を利用して学生全員に案内している。他方で、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、奨学金、学費一部免除とともにパンフレット、Web サイト等の広報媒体において広報し、進学相談会、入試要項においても十分に周知している。

このほか、本学独自の制度ではないが、戦略経営研究科は厚生労働省の教育訓練給付金制度において、戦略経営専攻は専門実践教育訓練給付金、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は一般教育訓練給付金の対象講座に指定され、ともに 2015 年 4 月入学生から適用を受けており、この点については入試説明会及び各広報媒体での広報のほかに入学手続き時にも改めて周知を行っている。

以上のことから、戦略経営研究科における各種奨学金の情報は、入学以前の段階において対象者全員に提供されており、適切であると言える。

参 考

【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 戦略経営専攻について、独自の奨学金制度に合わせて厚生労働省の専門実践教育訓練

給付金の対象講座となっている事は、修学希望の社会人にとっても大きな進学事由（アドバンテージ）であると捉えられている。

<問題点および改善すべき事項>

- 大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては完成年度を迎えたことから、定員管理の点からも、入学金を含めた学費検討を行っていく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2015年度4月の入学生より厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の指定講座になったことについては志願者を対象とするパンフレットや入学手続きの際に送付する案内を通じて周知を行っていく。一方で、独自の奨学金制度については、より弾力的な運用を可能とし、成績優秀者へのインセンティブとしても機能するよう、制度変更等を行いたい。
- 大学院博士後期課程ビジネス科学専攻については、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会において、今後の学費や奨学金も含めた経済支援のあり方について検討を行っていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2015年度4月の入学生より厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の指定講座となったことについては、志願者にとって学費軽減になる制度であることから、入試説明会において志願者に対して案内周知を強化している。奨学金制度については、戦略経営専攻において、2017年度から奨学金制度の見直しの一環として、新たに第三種奨学金制度を創設した。
- 大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学費負担軽減については、2016年3月に法人側に学費軽減の申し出を行ったが議論は進展しなかった。研究科単独での財源確保も困難なため、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会においても、2016年度は大きな議論の進展には至らなかった。今後も引き続き法人側に学費軽減の申し出を引き続き行い、学費や奨学金も含めた経済支援のあり方について検討を行っていききたい。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 戦略経営専攻について、独自の奨学金制度に合わせて厚生労働省の専門実践教育訓練給付金の対象講座となっている事は、修学希望の社会人にとっても大きな進学事由（アドバンテージ）であると捉えられている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 専門実践教育訓練給付制度の指定講座になっていることについては、志願者を対象とするパンフレットや入学手続きの際に送付する案内を通じて積極的に周知を行っていく。あわせて、奨学金制度の充実等を含めた経済支援についても継続して検討を行っていく。

2. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

学生の心身の健康に関する相談、助言、支援については、後楽園キャンパスに本学保健セ

センターの分室があり、職員が常駐して対応している。時間は、月～金は午後、土は午前中に開室となり、日曜は休みとなっている。また、精神衛生上の相談等、保健センターでは対応が困難なケースについては、市ヶ谷キャンパス内の相談室において医師またはカウンセラーが相談に応じることとなっているほか、理工学部学生相談課においても相談が可能な体制となっている。なお、保健センター及び相談室ともに、緊急の場合には近隣の医療機関との連携が可能な体制となっている。

しかしながら、戦略経営専攻においてはほとんどの学生が有職の社会人であり、心身の健康保持にあたっては勤務先等の支援制度を活用している場合が大部分であることから、2016年度に精神衛生上の相談で相談室を利用した学生は0名となっている。

(2) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

前述の通り、外国人留学生については、有職の社会人を入学対象としている教育課程のため、留学ビザでの就学を前提とした特別入試の実施や教育課程上の配慮は行っていない。

(3) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

戦略経営専攻では、学生からの学生生活に関する様々な意見は、修了生アンケートの自由記述や、専門職大学院学生相談室、戦略経営研究科事務課、教員等から速やかに運営委員会へと集約される。支援・指導体制の改善が必要な場合は、運営委員会で改善策を協議し、教授会に上程するという体制をとっている。

他方、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、現在のところ、学生に対するアンケートは実施していない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

(2) キャリア支援に関する組織体制の整備状況

戦略経営研究科では、主に有職の社会人を対象としており、学生が研究科で身につけた内容を所属企業等において活用し、成果を上げることを重視しているため、現段階では、独自の就職担当部署を設けておらず、また、就職ガイダンスの実施も予定していない。

博士後期課程への進学に関しては、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻への進学について戦略経営専攻在学ならびに修了生に対する説明会を実施しているほか、他大学院への進学や転職を考えている大学院学生に対する指導・助言についてはアドバイザー教員もしくはプロジェクト研究指導教員が対応を行っている。また、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻における進路支援については、指導教員を通じ、他大学から寄せられる研究者・教員募集の紹介を適宜行っている状況である。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし